

3月3日（月）

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
2 番	永 山 敏 郎 (県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄 (公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久 (同)
5 番	福 田 新 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	本 田 利 弘 (同)
7 番	山 内 いっとく (同)
8 番	山 口 俊 樹 (同)
9 番	下 沖 篤 史 (同)
10番	齊 藤 了 介 (同)
11番	黒 岩 保 雄 (同)
12番	渡 辺 正 剛 (同)
13番	濱 砂 守 (同)
14番	脇 谷 のりこ (親 和 会)
15番	松 本 哲 也 (県民連合立憲)
16番	山 内 佳菜子 (同)
17番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
18番	二 見 康 之 (宮崎県議会自由民主党)
19番	日 高 博 之 (同)
20番	後 藤 哲 朗 (同)
21番	佐 藤 雅 洋 (同)
22番	安 田 厚 生 (同)
23番	日 高 陽 一 (同)
24番	内 田 理 佐 (同)
25番	川 添 博 (同)
26番	荒 神 稔 (同)
27番	凶 師 博 規 (無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄 (自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉 (県民連合立憲)
31番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	山 下 寿 (同)
34番	外 山 衛 (同)
35番	武 田 浩 一 (同)
36番	丸 山 裕次郎 (同)
37番	中 野 一 則 (同)
38番	山 下 博 三 (同)
39番	野 崎 幸 士 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重黒木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	児 玉 憲 明
福 祉 保 健 部 長	渡久山 武 志
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	川 北 正 文
農 政 水 産 部 長	殿 所 大 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	米 良 勝 也
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
選 挙 管 理 委 員 長	成 合 修
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一 夫
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	小 牧 直 裕
事 務 局 次 長	海 野 由 憲
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 長 補 佐	松 本 英 治
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合立憲、宮崎市区選出の山内佳菜子でございます。本日もお忙しい中、たくさんの傍聴をいただき、ありがとうございます。また、ネットを介して御覧いただいている皆様もありがとうございます。

ネットでは御覧いただくことができないかもしれませんが、本日も傍聴席には手話通訳の方にお越しいただいております。誰にもしっかりと情報が届く、そして支援が届く、そのような宮崎を目指して、本日も精いっぱい質問してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、国会で議論されている高額療養費制度の見直しについて伺います。

本日の宮日新聞トップでも、私たちが毎日食べているお米の値段が5キロ4,000円台にも到達しかねない、去年から比べると2倍にも上がってしまう、そのようなことが報じられておりました。生活が今、非常に厳しくなっている。そのような中で、命を脅かしかねない高額療養費制度の見直しの議論です。

命に関わる負担上げが唐突に示され、そして当初は当事者の声も聞かれないままに政府案がつくられてしまった。そのようなことは断じてあってはならないと私は考えております。

まさに、この同じ時間帯、国会では、衆議院予算委員会で、渡辺創衆議院議員が石破首相に対して、同じ問題意識に立って、高額療養費制度の見直しについては一時凍結をし、当事者の皆様とともに深く吟味すべきであるというような主張をなされていると聞いております。命に関わることをしっかりと皆さんと一緒に考えて取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、今回的高額療養費の自己負担見直しについては一時凍結をし、深く吟味すべきであると思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

高額療養費は、医療費の患者負担を軽減する重要な制度であり、これまでも情勢の変化に応じて自己負担限度額の見直しが行われてきたところであります。

今回の見直しは、高齢化の進展や高額薬剤の普及などにより医療費が増加する中、全世代の保険料の負担軽減を図り、将来にわたって持続可能な制度とする必要性から、療養を受ける方の負担能力に応じた制度設計となるよう配慮した上で、7年ぶりに提案されていると認識しております。

御指摘の提案のプロセスは様々な議論がなされているところでありますが、持続可能な制度とする、その視点は極めて重要なことであると考えております。

現在、国会において議論が続けられているところであります。国においては、見直しの必要性とその内容について、国民にしっかりと説明を行っていただいた上で、引き続き安心して医

療を受けられる制度を堅持していただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。持続可能な制度を堅持しなければいけない、その視点は、がん患者の方をはじめ、当事者の皆様も同じ思いであると思います。だからこそ、そういう皆さんからしっかりと意見を聞いて現実的な形にする、そのことこそが政治の役割ではないかと考えております。

それでは続けます。

石破首相は、多数回利用する方の引上げの一時凍結案を示しましたが、その対象は僅かで、大半は予定どおり8月からの引上げかという報道も続いています。

宮崎で暮らす私たちの生活にも直結しますので、宮崎の状況を知るために、本県市町村国保の高額療養費及び多数回該当に係る直近の支給件数及び金額について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内市町村国保における令和4年度の高額療養費の支給件数は22万5,448件、金額は118億3,945万9,000円となっております。

そのうち、過去1年間に3回以上、高額療養費の対象となった場合、4回目から自己負担限度額が軽減されます多数回該当の支給件数は4万243件、金額は25億7,822万8,000円となっております。

○山内佳菜子議員 1年間で約22万件、これだけ多くの利用が宮崎でもあるという非常に大事な制度です。県民の命に関わる問題として、宮崎からもしっかりと声を上げていただくよう改めて求めまして、次の質問に移ります。

次に、産後ケア事業について7問質問いたします。

皆さんは最近、痛みを感じていらっしゃいますか。自覚がなくても、体や脳がSOSを発信しているのかもしれませんが、少しでも休んでいただきたいと思います。

「痛みは、生命を守るための大事な知覚」でもあるそうです。この言葉は「産後のからだナビ」という冊子で紹介されていました。執筆者は、宮崎市在住の理学療法士、新地美穂さんという女性です。

新地さん自身、3人の子育てに実母の介護が重なり、母乳でいっぱい胸を切開するまで、自分の痛みを後回しにせざるを得なかった壮絶な経験をしました。そのことから、先進地フランスへの視察を経て、20年以上、県内各地で自ら産後ケアに取り組んでいます。

それだけでなく、医師、助産師、管理栄養士、保育士など関係者の協力を得て、20時間以上の研修プログラムをつくり、産後ケアの知識を得た理学療法士をこの宮崎で60人以上誕生させています。日本理学療法士協会によると、全国でも例がない画期的な取組がこの宮崎で既に取り組みられています。

産後ケアは、産後1年以内のお母さんたちの体の回復、心の安定に必要なケアを、自宅、助産所、病院などで提供する国の事業です。国は、産後うつ防止、少子化対策、児童虐待防止の観点からも、2024年度末までに全国展開することを目標に掲げ、希望する妊産婦なら全員誰もが受けられるユニバーサルサービス化を目指しています。

そこで、県内がどういう状況になっているのかを、最前線で奮闘している市町村担当者、医療関係者に話を伺ってまいりました。

すると、「助産所や産科医療機関がうちの自治体にはないから実施ができない」「予算がな

いから自治体が必要と認めた妊産婦だけに利用が限られている」という自治体からの声があるほか、「そもそも産後ケアを周りの子が知らない。今は情報すら届いていない」というお母さんからの意見も出ているのが現状です。

産後ケアの必要性を痛感する話も伺いました。

宮崎大学医学部産婦人科医の桂木真司教授は、日本産婦人科医会の妊産婦死亡症例検討評価委員会メンバーとして、全国の妊産婦の死亡の事例検討を行い、再発予防策を毎年まとめる「母体安全への提言」の作成に関わられています。

桂木教授によると、近年の妊産婦死亡の死因のトップは、実はいづ病などによる自殺です。自殺の動機は、子育ての悩み、うつなどによる健康問題が上位を占めています。

桂木教授は、「例えば、宮崎を含めて九州は自殺率が高い傾向だが、保健行政などがしっかりしている大分県は自殺率が低い。産後ケア事業を医療や行政などが連携してしっかりと取り組めば、妊産婦自殺を含め、改善できるはずだ」と意欲を示し、取組による効果に期待を込めています。

県に問い合わせたところ、宮崎の妊産婦自殺者数は公開されていないとのことなので、まずは、産後ケアが必要な背景を確認するために、児童虐待の状況を確認します。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の直近5年間の推移と傾向を伺います。

また、そのうち、生後1年未満の乳児の令和5年度の虐待件数と傾向を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和元年

度1,953件、令和2年度1,883件、令和3年度1,843件、令和4年度2,019件、令和5年度1,791件となっており、令和4年度をピークに高止まりの傾向でございます。

このうち、生後1年未満の乳児につきましては、令和5年度が116件で、過去5年間の平均では122件となっており、こちらも高止まりが続いております。

○山内佳菜子議員 高止まりが続いているということですので、産後ケアから虐待防止につなげることを切に願いたいと思います。

今回の県議会に提案されている県の産後ケア事業では、お母さんと赤ちゃんが助産所などに1泊2日程度宿泊してケアを受ける、いわゆる宿泊型を、2027年には県内全ての市町村で実施することを目標に掲げています。

そこで、現状を確認するために、宿泊型を実施している市町村の数を教えてください。

また、実施していない市町村については、その理由を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 産後ケア事業には、宿泊型、通所型、居宅訪問型の3つの実施方法がありますが、そのうち宿泊型は、15市町村で実施されております。

未実施の主な理由としましては、宿泊型の主な委託先となる医療機関や助産所が近隣にないことから、市町村単独での委託先の確保に苦慮しているとの御意見を伺っております。

○山内佳菜子議員 26市町村のうち、11市町村ではまだ実施ができていません。

続いて、県から産科医療機関や助産所に対して、産後ケア事業への協力依頼を行っていただいていると聞いていますが、宿泊型を実施する施設の状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 昨年12月に

実施しました調査の結果、県内で宿泊型の実施に御協力いただける施設は、産科医療機関が11施設、助産所が6施設となっております。

なお、施設の所在地は、宮崎市、都城市など6市町となっており、地域の偏りが見られるものの、施設によりましては、県内全域からの受入れが可能との回答をいただいております。

○山内佳菜子議員 昨年11月からは、県立宮崎病院でもこの産後ケアを実施していただいていると聞いています。私も現地を見学させていただきました。公立病院が産後ケアに取り組むことは、非常に珍しいということで、関係者各位の御努力に感謝申し上げたいと思います。

また、県内の小児科の先生からも「実施したい」という声もありますので、今後も定期的に調査を継続して、産後ケアを始めやすい環境づくりを進めていただきたいと強く求めます。

市町村の悩みとしては、ほかに契約事務が大変という課題があり、それは国の調査でも指摘されています。広島県は、市町村分の契約を県が一つにまとめて実施する集合契約を実施したり、隣の大分県では、市町村に代わって県が県医師会や助産師会と価格交渉するなど、工夫を試みています。

そこで、市町村と施設との契約事務の負担を県が軽減する考えはないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 今年度、市町村に対しまして、事業に関するニーズ調査を行いましたところ、19の市町村から、委託契約先の一本化に係る調整や報告書様式の統一化など、契約事務への支援に関する御要望をいただいております。

県としましては、他県の取組も参考にしながら、医師会や助産師会などと連携いたしまし

て、市町村の契約事務の負担軽減に向けて検討を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひ具体的に進めていただきたいと思います。

今回の質問を前に、こども家庭庁をはじめ、県内の産科、精神科、小児科、助産師会、理学療法士、実施市町村など、本当に毎週のように様々な立場の方々に御意見を伺いました。御協力に感謝いたします。

皆さん、妊産婦を守らなければいけないという危機感、産後ケアを進めたいという意欲を持っていただいております。宮崎でも機運は高まっています。あとは皆さんが存分に力を発揮しやすいように、つながる仕組みをつくる段階に来ています。それは県にしかできない重要な役割と言っても過言ではありません。

例えば大分県では、月1回、県、市町村、県医師会を含む、医療、保健、福祉、教育分野の多職種が集まる会議を開き、事例検証を行うなど、密な情報共有の下で顔の見える関係を育てています。

そこで、本県でも産後の支援体制をつくる上で多職種の連携が必要だと思いますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 妊娠期から出産後に至る個別の状況に応じたケアを切れ目なく行っていくためには、多職種、多機関の連携が大変重要でございます。

これまで産科や小児科の医師や看護師、助産師、市町村の保健師などが参加します研修会や会議等を通じまして、取組の紹介や好事例の横展開を図りますとともに、精神科医にも参加していただいております。妊産婦のメンタルヘルスに関する情報共有の場を設けますなど、複層的な支援体制の構築を図ってまいりました。

県としましては、これらの取組を進めながら、引き続き、市町村や医師会、助産師会などと連携いたしまして、さらなる支援体制の充実に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 今、部長に御紹介いただいた取組は、延岡保健所を核に県北で行われているもので、こども家庭庁や県内の医師からも非常に評価の声をいただいておりますので、ぜひ県内全域に広げていただきたいと思っております。

ここからは知事に伺います。

鳥取県では、平井知事の肝煎りで産後ケア事業は無料です。

そこで、生み育てやすさ日本一を目指す本県として、産後ケア事業の利用料の無償化に取り組む考えはないか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 核家族化の進展など、地域社会の在り方が変容する中で、子育てを社会全体でサポートする仕組みづくりは大変重要になっていると考えておりますし、この産後ケア事業は令和3年度から市町村の努力義務とされているところでありますが、安心して妊娠・出産できる環境を整える上では、地域の身近なところで、こうしたケアを受けられる体制づくりが重要かと考えております。

本県では、産後ケア事業を実施できる施設の数や提供可能なサービスの内容が、お住まいの地域によっては限られている状況と、先ほど答弁もあったところであります。まずは、市町村で対応できるサービスの種類を増やす必要があると考えております。

来年度からは、当初予算案で計上しております産後ケア事業により、県も、市町村への財政支援を行い、引き続き、広域的な調整を進めることで、希望者のニーズに応えるためのサービスの受皿づくりを進めてまいります。

全国的なアンケートでも、先ほど答弁がありましたように、契約事務のサポート、そういった面での役割というものは県として強く求められているものと考えております。

利用者負担の在り方については、質の高い満足のあるサービスを真に必要な方へ継続的に提供する観点に立ち、サービスの広がりや状況を見ながら、慎重に検討する必要があると考えております。

○山内佳菜子議員 日本一を目指す姿勢として、ぜひ検討を続けていただきたいと思いません。

宮崎はかつて、胎児や新生児の死亡率を示す周産期死亡率が全国ワーストでした。当時、宮崎医科大学に在任されていた産婦人科医、池ノ上先生を中心に尽力され、僅か5年後には全国トップへと大きく改善することができました。それは間違いなく強みであり、皆様の取組の効果であります。

また、産後ケアの担い手不足が全国では指摘されていますが、今御紹介した池ノ上先生は、九州医療科学大学に学長として就任いただいております。また、宮崎大学医学部もあります。助産師の長鶴先生が学長を務めて、看護師や助産師も育成できる県立看護大もあります。教育との連携、人材育成の土壌は、既に宮崎にそろっていると感じております。

そこで、全国トップクラスで安心・安全に生み育てられる宮崎として、産後ケア事業に取り組む意気込みを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子供が生まれ、成人し、社会人として独り立ちするまでの長い期間の中で、出産直後は、親となった喜びの一方で、子育てに対する不安も大きい時期でありまして、周りから多くのアドバイスや支援が必要

な時期と考えております。

これまでは、近くに親や親戚、地域の頼れる年長者などがいる場合が多かったものの、核家族化が進み、地域のつながりが次第に薄れてきた現在では、育児に当たる方々を支える上で、市町村の果たす役割が大きくなってきております。

全国で見ると、まだ宮崎はそのような地域社会、環境が残されていると考えておりますが、さらに、日本一生き育てやすい県を目指すということからは、市町村におけるサポート体制の根幹となる産後ケア事業は、きちんと整えておくべき必要不可欠の仕組みであると考えております。

今後とも、市町村や産科医療機関、助産所等の関係する皆様方と連携しながら、よりきめ細やかな体制の構築に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。宮崎では地域のつながりがまだまだ残ってはいるものの、今回お話を伺わせていただく中で、やはり若い妊婦さん、未婚のお母さんがいたり、不妊治療が長年続いた上での高齢出産ですとか、いわゆるハイリスクと言われる妊産婦の方が増えていると感じているという自治体職員のお話も伺っていますし、精神科医の先生からも、そういった妊産婦の患者さんも増えている実感があるというお話も伺っていますので、ぜひ、宮崎でもそういう方々が今まさにいらっしゃる、増えつつあるということを御認識いただきたいと思っております。

その上で、赤ちゃん、お母さんに必要な支援がしっかりと届く宮崎モデルを実現できると信じて、次の質問に移ります。

予防できたかもしれない死亡や事故を繰り返

さないための取組、CDRについて、5問質問します。

令和5年3月19日、宮崎市内の認可外保育所で、昼寝をしていた4か月の赤ちゃんが亡くなりました。お子様の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

宮崎市は、学識者による検証委員会を立ち上げ、再発防止のために事実関係の把握や発生原因の分析を行い、1年後には26ページにわたる報告書にまとめました。

その提言の中に、子供の死が発生した際の対策を強化するために、CDR（チャイルド・デス・レビュー）事業を開始することが盛り込まれました。

CDRとは、子供がなぜ亡くなったのかを医療機関、警察、消防、行政など関係する多職種で検証し、予防策を行政の施策に反映する仕組みです。

国は、令和2年度から「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」として始めており、実施主体は都道府県で、現在、滋賀、山梨、三重県など、10自治体の実施しています。

宮崎市も、認可外保育所の死亡事故検証委員会を経て、死因に関する情報収集や究明を市単独で行うことは非常に難しかったことなどを踏まえて、昨年6月、宮崎県に対し、CDRモデル事業に取り組むなど、県内の関係機関、専門家が連携し、子供の死亡原因の検証を行う体制整備に取り組むことを要望しています。しかし、県はまだ実施には至っていません。

そもそも子供に限らず死因の究明を行う体制整備については、死因究明等推進基本法で国や地方自治体の責務であることが明記されています。今後、高齢化で死亡者が増えることも見据えて、都道府県に協議会を設置することも促し

ています。

そこで、まずは現状を確認するために、過去5年間に県警が取り扱った死体取扱件数、65歳以上の高齢者の死体取扱件数の推移と傾向を、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 過去5年間に県警察が取り扱った死体取扱件数は、令和2年中1,314件、令和3年中1,362件、令和4年中1,467件、令和5年中1,465件であり、令和6年中は1,633件と大幅に増加しております。

また、これらの死体取扱いのうち、65歳以上の高齢者の割合につきましては、令和2年中73.2%、令和3年中73.2%、令和4年中75.7%、令和5年中75.0%、令和6年中78.0%と全体の約7割を占めており、今後も取扱件数の増加が見込まれます。

○山内佳菜子議員 今後も増加が見込まれる、さらに孤独死やみとりによる増加も見込まれていて、死因究明体制は一層重要になることが確認できました。

宮崎県では既に協議会が設置されているようですので、お伺いします。宮崎県死因究明等推進協議会の設置目的と開催状況について、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 令和2年4月に死因究明等推進基本法が施行されまして、都道府県においては、地域の実情に応じ、死因究明施策の推進体制の整備や、施策の検討・評価等を行うための死因究明等推進地方協議会を設置するよう努めることとされました。

この法律の施行を受けまして、本県では、令和4年4月1日に、宮崎大学をはじめ、県医師会や歯科医師会、警察本部等の関係団体で構成する協議会を設置いたしております。

当協議会は、令和4年度に1回開催しており

まして、死因究明等をめぐる動向や関係団体の取組内容等について、意見交換を行いました。

○山内佳菜子議員 本県は設置時の1回しか開催されていないというふうに聞いております。

一方で、高知県や隣の鹿児島県では、大規模災害時の遺体の身元確認を迅速に行う体制づくりなども含めて、複数回開催されています。

そこで、宮崎県死因究明等推進協議会に対する県としての位置づけと、今後の開催見通しについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 死因究明等に関する施策は、法医学者等の人材育成や、死体の検案及び解剖等の体制整備など、幅広い分野に関連し、各団体において検討すべき課題も多いことから、当面の間は、当協議会を関係者同士の顔が見える関係づくりの場として位置づけまして、各団体の取組内容や課題認識の共有を図ることといたしております。

今回の協議会は、来年度に開催を予定いたしております。

○山内佳菜子議員 昨年も地震が発生するなど、宮崎県では南海トラフ巨大地震への危機感も非常に高まっていますので、ぜひ定期的な開催、そして問題意識の共有をお願いいたします。

また、国はこの協議会の中で、先ほど御紹介したCDRモデル事業を活用することも有効としていますが、この点についても、本県は現在検討はされていないと聞いております。

滋賀県では、この協議会から発展してCDRモデル事業に取り組んでいます。2月に滋賀県が初めて開催したCDRシンポジウムに参加してきました。特に、医療と県がしっかりと連携している点が印象的でした。

CDRで提言があった再発防止策を県の施策

に反映するために、県庁内で部局を超えた担当者レベルの協議を行い、進捗管理や報告まで実践されています。子供の死亡を社会全体で受け止める姿勢は、子供を亡くして深い悲しみの中にいる保護者のグリーフケアにつながる可能性もあるとの報告もありました。

C D Rモデル事業に取り組んでいる群馬県にも行きました。児童虐待予防の視点からもC D R導入を提唱している、前橋赤十字病院小児科医の溝口先生ともお話をさせていただきました。

溝口先生は、「子供の死亡のうち3割は、虐待を含む予防可能な死と言われている」とおっしゃっています。「子供が死亡するたびに、繰り返してはいけない、かわいそうと叫ばれるが、実際は死因究明体制も日本は不十分であり、全国で同じようなことが繰り返されている。専門家による検証と再発防止で、子供たちが死亡につながってしまう要因、つまり穴を僕たちは必死で埋め続けなければいけない」と訴えています。かわいそうで終わらせない、繰り返さないための仕組みづくりを宮崎でも実現すべきです。

そこで、まずは「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」の実施を求める宮崎市などからの要望について、県の対応状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 国の「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」は、子供が死亡したときに、医療機関や警察、行政関係者など、複数の機関や専門家が死亡の原因の検証等を行いますことで、効果的な対策を導き出し、予防可能な子供の死亡を減らすことを目的とするものであります。

昨年6月には、宮崎市からこの事業に取り組

んでほしい旨の、また7月には、日本小児科学会宮崎地方会、宮崎大学及び県立宮崎病院の三者から、検証体制の整備に係る話合いの場を設けてほしいとの、それぞれ御要望をいただいております。

県では、これらの要望を受けまして、宮崎大学など関係機関との意見交換や、本モデル事業を実施している自治体への視察などを行いました。

○山内佳菜子議員 意見交換や視察を重ねていただいている点には感謝申し上げます。

続けて、県として予防のための子供の死亡検証の体制整備に取り組むべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子供たちの死亡原因を踏まえて、効果的な対策を検討し、予防可能な死亡の減少につなげていくことは、大切な取組であると認識しております。

国のモデル事業に取り組んでいる自治体の状況を見ますと、多くの職種の関係機関が集まることで、予防策の啓発など縦割りになりがちな取組が、組織や分野を超えて効果的に実施することができたなどの評価する声が聞かれているところでもあります。

ただ、その一方で、予防策の検討や提言に必要なとなる、亡くなったときの状況やそこに至った背景などの情報を得ることが困難である、捜査上知り得た情報の共有が困難であるといったような事情から、そういった課題も指摘されているところでもあります。

国においては、本モデル事業の結果を収集し、今後の本格実施に向けた検討を行うこととされておりまして、県としましては、その動向を注視してまいります。

○山内佳菜子議員 大切な取組であるという知

事の認識も確認いたしました。

こういう制度が整っていない中でも、この宮崎で子供の命を守るために懸命に動いてくださっている方々がいます。

県にCDR導入の要望を行った県立宮崎病院小児科の大平智子先生は、宮崎市の検証委員会の委員にも入られ、今でも非常に心を痛めておられます。

また、子供たちに安全・安心な環境を提供したいという思いから、県立宮崎病院では、「子どもを守る多職種会議」という会議を2年前から立ち上げて、2か月に1回、児童相談所や警察などと情報共有の場をつくっています。ただ、情報共有ができて、それが行政の施策には落とし込まれていないということを課題として指摘されております。

大平先生は、「お子様が何の原因で亡くなっているのか、予防できるものがどれくらいあって、私たちは何をすべきなのか、本当に一つ一つ丁寧に真正面から対応することが必要。虐待を含め、繰り返されている死があります。本当に何とかしたい」と訴えています。

また別の話に移ります。

2023年9月に、宮崎市内のスーパーの駐車場で車にはねられ、お母さんに抱っこされていた9か月の赤ちゃんの命が奪われる、非常に悲しい事故が起きました。

道路上での死亡事故、重大事故の場合は、道路管理者や関係者も立ち会って、現場検討会が開催されます。しかし、駐車場内での事故などには、まだまだ法整備が追いついておらず、そのようなことは行われておりません。

しかし、決して繰り返してはいけないという思いから、宮崎県警は、駐車場内での事故の危険性、具体的な防止策をまとめた「宮崎県警察

駐車場事故防止対策ガイドライン」を独自に作成されております。県内の大型スーパーや小売店など約400店舗に届け、事故が起きた宮崎北署管内では、コンビニや店舗に一軒一軒訪問して、注意を呼びかけられているそうです。この話を聞いて、私は非常に感動いたしました。ありがとうございます。全国でもこのような駐車場に特化した事故防止対策ガイドラインはつくられておらず、他県の県警から問合せも来ていると伺っております。

現場でできることから必死に取り組んでいる。だけど、1人、1組織では限界があります。

愛媛県の幼稚園で5歳の一人息子を園の行事中に亡くしたことをきっかけにCDR導入を訴えている、吉川優子さんのお話も伺いました。

「かわいそうで終わらせないでください。死亡検証は子供たちを守る未来をつくるためのものです」とお話しいただきました。

CDRの法的課題は国も検証しているさなかではありますが、よい部分をすくい取り、県内の関係者が課題を共有できる場、再発防止策を各機関でしっかりと政策として取り組める仕組みづくりについて御検討いただくよう強く求めます。ここでCDRの質問を終わります。

続いて、障がいの有無にかかわらず住みやすい宮崎を目指して、5問伺います。

県内在住の女性から御意見を伺いました。

「20代から精神障がいを患っています。障がい者を対象とする県の職員採用選考試験は長年、身体障がい者だけが対象で、受験したくても受けられませんでした。3年前、やっと精神障がい者も受験できるようになりましたが、現在40代となった私は、今度は厳しい年齢制限でアウト。今まで受験資格の機会さえ与えられて

いなかった世代の精神障がい者を対象とした選考試験のチャンスを一度でも与えてほしい」という内容です。

障がい者雇用の歴史をたどってみますと、障がい者の自立・社会参画を目的に、1960年に日本で初めて障がい者の雇用に関する法律として身体障害者雇用促進法が制定され、1976年に全ての企業に法定雇用率1.5%が義務化されましたが、そこまでは身体障がい者だけが対象でした。その後、雇用義務化になったのは、知的障がい者は1998年、精神障がい者は2018年と、大きくずれ込みました。

受験年齢について、60歳まで認めている都道府県もある中、現在40代の女性の「せめて受験のチャンスをもらえないだろうか」という願いは、他県に住んでいれば、すんなりと実現できていたかもしれない、決して極端なものではありません。

そこで、本県の障がい者雇用について、教育委員会から確認を進めたいと思います。

障がいのある方を対象とした教諭等の採用試験における受験資格年齢を伺います。また、県教育委員会として、法定雇用率の達成に向けた今後の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会が実施する、教諭、実習助手等の採用試験では、障がいの有無にかかわらず、受験資格年齢を60歳未満としております。

また、県教育委員会における法定雇用率達成に向けた取組として、今年度から、県立学校で任用する会計年度任用職員において、障がい者雇用推進枠を新たに設けました。

あわせて、障がいのある方が安心して働くことのできる環境づくりの一環として、職場には、障がいのある方の業務を支援する会計年度

任用職員を同時に任用しております。

さらに、次年度はいずれの職も任用枠を拡充する予定であり、今後も関係機関等と連携し、障がいのある方の雇用促進に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 この点については、障がい者雇用を進めるという政策は非常にありがたいのですが、そのために、現在働いている皆さんが雇い止めに脅かされているのではないかとこの話も聞いています。

また、大幅な減収につながってしまうかもしれないというような御意見も伺っておりますので、丁寧な対応を求めます。

続いて、知事部局における障がい者を対象とする職員採用試験の年齢要件について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 知事部局における障がい者を対象とする職員採用選考試験の年齢要件は、試験実施年度の前日における満年齢で、17歳以上から29歳未満としております。

○山内佳菜子議員 これは県警も29歳未満と伺っていますが、そこで、年齢要件を引き上げる考えはないか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 知事部局におきましては、職務経験を通じて、幅広い視野や専門的な知識・技能を身につけた職員を育成することから、全ての職員の採用試験において、受験年齢に上限を設定しております。

障がい者を対象とする試験をはじめとした受験年齢の見直しにつきましては、受験者及び採用者の確保の状況等を踏まえまして、人事委員会と連携して適宜検討してまいります。

○山内佳菜子議員 今後も法定雇用率引上げの動きがあるのではないかとこのふうなことも聞いています。障がい者雇用も含めて、今働いて

いる皆さん、これから働きたい皆さんにしわ寄せが来ないように、丁寧な制度づくりについて求めたいと思います。

続いて、保護者の方々の要望が強い、特別支援学校への通学支援についてです。

清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児専用スクールバスの試験的運行の状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児専用スクールバスにつきましては、安全・安心な運行を目指して、4月に校内委員会を組織し、乗車基準や緊急時等の対応などについて協議を重ね、ガイドラインを作成いたしました。

作成に当たっては、専門的な医師や救急救命士等の助言もいただいたところであります。

また、保護者に対する説明会や個別ヒアリングの実施、職員及び看護師が試乗しての運行ルートや緊急時対応の確認など、安全を第一に慎重に準備を進めてまいりました。

このような準備を経て、この1月から看護師が同乗しての試験的運行を開始し、現在、曜日ごとに5名の児童生徒が登校時に利用しています。

○山内佳菜子議員 取組に感謝いたしたいと思いますが、清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児は全部で19人います。スクールバスを利用できるのはごく一部にとどまっています。また、ほかの特別支援学校の保護者からも、同様に利用できないのかという声を多数いただいております。

そこで、試験的運行を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 医療的ケア児専用スクールバスにつきましては、保護者からの期

待と感謝の声とともに、安全な運行を求める声もいただいております。

また、同乗する看護師からは、保護者の通学の負担軽減に貢献できることを喜ぶ一方で、移動中の車内での児童生徒の急な体調の変化や緊急時の対応について、緊張や不安の声も聞かれます。

清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児専用スクールバスは、試験的運行を始めたばかりであり、今後運行していく中で、実績と課題を整理しながら、児童生徒や保護者にとって安全・安心な運行となるよう改善を重ねてまいります。

○山内佳菜子議員 この件については、担当者も様々な手を検討して、非常に苦心していただいていると伺っています。

ただ、その担当者の方もですけれども、家族会、支援者、訪問看護ステーションの方にも伺った中で、これは教育だけで担える話ではなくて、やはり国の医療制度、福祉制度の在り方にもつながる問題だという意識を皆さんお持ちでした。

延岡市の訪問看護ステーション「陽のひかり」の日野亮司さんは、「子供は友達と遊びたいし、保護者は子供のために働きたい。けれども、そういう時間が限られているので働くことができない。働けない場合の支援体制も不十分である。もう一家心中するしかない」と追い詰められている御家族もいる」という話もされております。延岡市と連携して、緊急支援事業も立ち上げられました。

また都城市では、放課後等デイサービスの皆さんが地域で連携して、通学支援を行っていただいておりますが、それも対価が十分ではなくて、ほぼボランティアです。そういった皆さん

の献身的なところに甘えるのではなくて、しっかりと国として、制度として手当てをすべきである。それが間に合わないのであれば、県や市町村でしっかりと支えていく。そのようなことが必要であると考えております。

最後に、こだわって尋ねてきました「読書県みやぎ」に関連して、3問質問します。

まず、昨年9月県議会で、県立図書館の中長期的な方向性について、年度内には議論する場を設けると御説明いただきました。その進捗状況と今後の進め方について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、外部有識者による協議会を設け、これまでも県立図書館の今後のビジョンについて協議を重ねてまいりました。

特に、2月の協議会では、通常の委員に加えて、国立国会図書館の職員をお招きし、国の動向を踏まえた資料の電子化や除籍について協議を行ったところであります。

委員の皆様からは、収蔵スペースの確保について、資料購入と保存の重複を避ける取組を推進する一方、除籍には慎重な対応が必要といった御意見もいただきました。

これらの意見を基に、中長期的な視点を持ちながら、次年度以降も安定的な収蔵スペース確保等の検討を進めるとともに、県民に役立つ図書館づくりに取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 御議論を進めていただき、誠にありがとうございます。

一方で、蔵書スペース問題についても、電子書籍の購入を確保するための国の事業についても、タイムリミットがあります。じゃその議論をいつまでに、何について整理するのかといったことも含めて、しっかりと続けていただきました

と思います。

続いて、新しい図書館のネットワーク構築に向けた会議の進捗状況と今後の進め方について、教育長に伺います

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、県内の各図書館が抱える課題を解決するために、新しい図書館ネットワークの構築を目指し、学校図書館、大学図書館、公立図書館及び市町村教育長会の代表を委員とした懇話会を10月と2月に開催いたしました。

会では、各図書館の現状や課題を共有するとともに、宮崎ならではの「図書館の未来像」について活発な御協議をいただき、新しいネットワークだからこそできる書籍情報の一元化やその仕組みづくりなど、課題解決の糸口が見えてきたところであります。

今後とも、全県的な図書館ネットワークを結ぶことで、各図書館の課題解決や県民への読書サービスの向上を図り、読書県みやぎの推進に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 この懇話会では、本当にたくさんアイデアが出たというふうに伺っております。とてもいい取組であると、高く評価させていただきたいと思います。

最後の質問になります。

先日の外山議員の代表質問でも答弁がありましたが、電子書籍は目標を上回る8万5,000回の利用があったということで、非常によい効果ではないかなと思います。

さらに、そのうち約8割は学校関係者、つまり私立を含む小中高校で子供たちが閲覧したと見込まれると聞いております。

電子書籍から身近な図書室の本に触れる、そういう機会につなげるべきだと考えますが、学校の図書室にいる学校司書は、会計年度任用職

員が務めるケースが多く、事務室の業務と兼務することもあると聞いております。

そこで、「読書県みやざき」として、全ての県立高校に専任の学校司書を配置すべきと考えますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 「読書県みやざき」の推進のためには、児童生徒の読書活動の基盤である学校図書館において、その機能の充実を図ることが重要だと考えております。

そのため、全ての県立高校に図書担当の部署を設けて学校図書館運営を進めておりまして、学校司書は、図書主任や図書館業務に従事している教諭、司書教諭とともに、その一翼を担っております。

私は、自分の子供が卒業した後に、そういう司書をされていた方から「よく図書館に来て本を借りておられました。熱心に読書しておられましたね」という話を聞いて、一人一人の生徒をそういうふうに温かく見守ってくださっているんだと、その役割を改めて実感したところがあります。

学校司書につきましては、現在、全ての県立高校に配置されておりますが、御指摘のとおり、学校司書が事務室の業務を兼任している学校もあると聞いております。

今後は、より効果的な学校図書館運営につながるよう、学校司書の適切な役割分担や業務体制について、教育委員会において必要な検討が進められるものと考えております。

○山内佳菜子議員 以前、齊藤議員が一般質問の中で、議会図書室の司書さんをお願いしたら、本当にいろんな資料を集めてくださったという話を聞いたので、私も今回初めて司書さんをお願いしたところ、自分では見つけ切れないような様々な資料を探してくださいました。

現場で献身的に働いてくださっている皆さんが、しっかりと存分に能力が発揮できる宮崎を目指して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合立憲、松本哲也です。

ロシアのウクライナ侵攻から3年が経過しました。一般市民の方を含む多くの犠牲者が増え続けていることに心が痛みます。

先日、ウクライナとアメリカの両大統領による会談が実現し、停戦に向けて大きく前に進むものと期待いたしました。合意に至らなかった結果は残念でしたが、ヨーロッパ各国の停戦に向けた計画策定に期待し、早期の停戦を願っています。

また、国内では、対立や分断をあおるような潮流が目につき、生きづらい世の中になっているように思えてなりません。そのような中に、将来の国の在り方から喫緊の支援を求める声、県政への要望、多くの地域の課題について、県民の皆様の声を聞かせていただきました。

通告に従いまして一般質問を行います。知事をはじめ、当局の皆様の心温かい御答弁をよろしく願いいたします。

近年、ソーシャルメディアの利用者は年々増加し、日本では、2023年の1億580万人が2028年には1億1,360万人と予想されており、世界においては、2023年の49億人が2028年に60億5,000万人になると予想されています。コミュニケーションだけでなく、動画の視聴やライブコマースといった物品販売などが増え、メタバースというSNSが若者を中心に普及しつつあるようです。

今後、多種多様化するSNSサービス間の連

携や融合が進むと予想されています。SNSの世界は日々進化していますので、効果的な運用によって、より大きな成果を上げることができると考えます。

便利な世の中になり、今後さらに進化していくと考えますが、一方で、最近の社会の状況を見たとき、こんな世の中でいいのだろうかという疑問に思う事象が多く、フェイクニュースなど意図的な偽情報の拡散による選挙妨害やプライバシー侵害、いじめや誹謗中傷などの横行によって人の命が奪われる悲しい出来事まで発生し、使い方を誤れば、とても恐ろしい武器となっています。

ほかにも、選挙において、自らが当選することを目的としない2馬力選挙については、総理が「どう考えてもおかしい」と予算委員会で発言されていますし、公序良俗に反する内容のポスターが大量掲示され、有権者が混乱するなど、法改正を加速させる事象もありました。選挙演説などを妨害する行為も報道されました。

民主主義の根幹である選挙、この間、多くの方々との意見交換において、法改正が求められていると感じました。あわせて、取締りの強化を求める声も多くお聞きいたしました。

選挙に限らずSNSの持つ影響力は大きく、また、一度拡散されてしまいますと、完全に削除することは困難と言われています。匿名で利用できることも問題だと思います。デジタル化の急速な進化によって便利な世の中となりましたが、しっかりと見極めをしないと犯罪に巻き込まれる可能性も秘めています。

私が聞いてきた声の一例ですが、何かおかしい社会になっていないのか、知事も報道等に触れ、感じておられることがあると思います。また、SNSを利用されているようでもあります

し、県内のみならず、各地でこのようなお声を聞かれているのではないかと思います。全国知事会や九州地方知事会等でも話題になっているのではないかと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。SNS等による誹謗中傷が深刻化する社会状況について、知事はどのように受け止めているのでしょうかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下は質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

インターネットを中心に、個人の名誉毀損やプライバシーの侵害など、様々な誹謗中傷は深刻化する状況にあります。

特に、SNSによる誹謗中傷は、匿名性の下で個人の尊厳を脅かすだけでなく、社会全体の分断を深め、健全な議論の環境を損なう要因にもなりかねないことから、極めて強い危機感を抱いております。

私もSNSを活用しておりますが、見ておきますと、匿名性ゆえに、もしくは、ほかの方も同じことを言っているからということに力を得て、むき出しの言葉、特に攻撃的な言葉が飛び交っている、心を痛めているところがあります。

こうした背景としましては、自分の興味のある情報ばかり表示されるフィルターバブルや、同じ意見や価値観だけに接して考え方が偏ってしまうエコーチェンバー現象によりまして、誤った正義感の下、無自覚のうちに誹謗中傷を増幅してしまうという傾向でありますとか、閲覧数を増やして広告収入を稼ぐアテンション・エコノミーの影響があると指摘されているところがあります。

議員御指摘のとおり、近年、いわゆる2馬力選挙や虚偽情報の拡散など、民主主義の根幹たる選挙制度の土台を揺るがす事例が全国で見られております。私もこれに強い危機感を持ち、先月17日、私を含む19名の知事有志により、緊急アピールを取りまとめ、国に対し、公職選挙法の改正を含む抜本的な対策を講じるよう要望を行ったところであります。

デジタル技術が急速に進歩する中、これまでに以上に偽情報や不確かな情報の流通・拡散等の問題が懸念されておりました。社会全体として、情報の正確性・妥当性を検証するファクトチェックの仕組みづくりが必要だと考えております。

また、私たち一人一人がメディアの真偽を見極めて使いこなす力、メディアリテラシーを身につけるとともに、特に、曖昧で不確かな情報には、不用意に反応して「いいね」をしたりリツイートをしたりせず、上手に見過ごす力も求められているものと考えております。

今後とも、こうした私たちを取り巻く環境変化に適切に対応しつつ、県民一人一人が様々な立場、主義主張の違いを認め合いながら、個人の名誉やプライバシーを尊重し、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○松本哲也議員 ありがとうございます。知事の今の御答弁をお聞きして、本当に上手に見過ごす力というものは、やっぱり大事だなと思えますし、一方で、誤った正義感といいますか、そういったものについては、しっかりとこれからいろんなところで皆さん方もSNSの使い方について学んでいただき、正しく発信していただきたいと思えます。

そういった中におきましては、何か先ほど申

上げました生きづらい国になっていないかということを考えますけれども、住みやすい国であってほしいと願っております。

日本のひなた宮崎県、そういった意味では、本当に選ばれる県になっていただき、安心して仲よく生活ができる、そして一人一人が大切にされる平和な国・県であるために、私もまた邁進してまいりたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、公職選挙法の改正などから、選挙を中心に、このような社会情勢等をお尋ねしたいと思えます。

先ほど例に出しましたが、2馬力選挙という事態については、対応が検討されています。公平公正な選挙が求められています。

新たに就任された選挙管理委員長は、このような事態をこれまではどう感じておられたのでしょうか、そして、選挙管理委員長に就任された今はいかがでしょう。

選挙管理委員長に、公職選挙法の改正状況などを踏まえ、このような選挙における社会情勢に対する見解をお尋ねいたします。

○選挙管理委員長（成合 修君） 公職選挙法が想定していない事態が相次いでいることにつきましては、委員長就任前より、一有権者として、また、実は私、40年前に選管の書記をしておりまして、昔、公選法に関わった者として、大変憂慮すべき状況であると高く関心を持っておりました。

また、就任後、その職責の重さを痛感する中で、同様の行為が繰り返されることのないよう、選挙の適正な管理執行を預かる身として、都道府県選挙管理委員会連合会を通じまして、必要な対策を講ずるよう国に強く要望したところであります。

本年夏の参議院選挙も視野に入れ、国会で法改正が審議されておりますので、成立後は、様々な機会を捉えまして、改正内容を候補者や県民の皆様にしっかりと周知するなど、民主主義の根幹をなす選挙が公平公正に執行されるよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

○松本哲也議員 やはり行き過ぎた選挙活動や行動に対しては、厳正に取締りを強化すべきという声が圧倒的に多くありました。今後は、報道された東京都や兵庫県のみならず、全国的にもその強化が求められていると考えます。

警察本部長に、今後どのように対応されるのかお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 選挙が公正に行われ、県民の意思が正しく政治に反映されることは、民主主義の根幹と考えます。

選挙の公正を確保することは、警察の重要な責務であり、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて、しっかりと対応してまいります。

○松本哲也議員 総務大臣もこの春に、違法情報ガイドラインを策定する方針を示しております。それぞれに民主主義の根幹とおっしゃっていただきました。厳正な対応を期待しております。

次に、地方創生2.0についてお尋ねします。

昨年6月定例会の質問で、政府の「東京一極集中の流れは変わっていない。地方が厳しい状況の中にあることを重く受け止める必要がある」とした報告書を取り上げました。

地方創生2.0の説明は省きますが、総理自らが従来の地方創生を「全てがうまくいったとは全く思っていない。何がうまくいかなかったかという反省をしないと先の展望はない」と言って

おられます。検証や見直しが必要と認識されているのでしょうか。ですが、検証は行わず、また所要額の積み上げもなく、交付金のみが倍増されました。

知事は、私の昨年6月議会の質問に、「知事として、九州地方知事会長、様々な立場から国に対して提言・要望していく」と答弁され、私はその反応を報告いただきたいとお願いしておりますが、その後、石破政権が誕生し、地方創生2.0が打ち出されたわけですけれども、知事には九州から地方創生を力強く進めていただくことを期待しています。

そこで、知事にお尋ねしますが、地方創生2.0に九州地方知事会長としてどのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州地方知事会におきましては、地方創生のさらなる加速に向けた様々な国への要望活動を行うほか、知事会と経済界が連携した九州地域戦略会議を設立しまして、九州のポテンシャルを生かした地方創生の取組を進めていこうということで、九州創生アクションプランを策定し、官民が一体となって取り組んでまいりました。

これまでにも、九州が連携して観光に取り組む九州観光機構の設立ですとか、国際的な自転車ロードレース、ツール・ド・九州の実施、また九州Ma a Sの仕組みづくりなど、様々な具体的な事業に結びつけてきております。

今般、国におきましては、「地方こそ成長の主演」という理念に基づいた地方創生2.0の基本的な考え方が示され、石破総理の施政方針において、都道府県域を越えた広域連携の新たな枠組み、広域リージョン連携というものが打ち出されているところでありますが、これはやはり

我々九州が取り組んでいるようなものを国としても目指されるのではないかと、その後押しになるものと期待しているところであります。

こうした国の動きを追い風にしながら、九州地域戦略会議では、6月から新たなアクションプランをスタートさせ、合計特殊出生率やアジアに近接する地理的な優位性など、九州が持つ強みを生かして、少子化対策や半導体関連産業の振興などに取り組むこととしております。

今後、地域の抱える課題等につきまして、九州を代表する立場から国に提言するとともに、各県の知事や経済界とより連携を深めながら、選ばれる地域を目指し、日本の地方創生は九州がリードするんだと、そういう気概を持って取り組んでまいります。

○松本哲也議員 地方の持つ潜在力を最大限に生かすことが、これから日本の発展に最も必要と総理もおっしゃっております。知事のさらなるリーダーシップを期待いたします。

総理は、企業から労働者への分配面を重視して、最低賃金の引上げを加速させる考えのようです。前政権が2030年代半ばまでに最低賃金を全国加重平均で1,500円にする目標を掲げていましたが、その時期を2020年代に前倒ししました。最低賃金の引上げは、直接的に所得改善となります。しかし、急激な賃上げは、企業の負担が過重になります。そうなりますと、雇用環境の悪化が懸念されます。東京一極集中が是正されなかった原因の一つは、所得の地域間格差が是正されなかった、進まなかったことにあると考えます。

いろいろ思うところはあると思いますが、いずれにしましても、総理は地方創生関連交付金を倍増し、地方創生2.0の「基本的な考え方」を策定しました。そして、今年の夏に向けて、今後10

年間、集中的に取り組む基本構想を取りまとめる方針のようです。

再度、知事にお尋ねいたします。国が策定する地方創生2.0の基本構想については、地方の実情を踏まえたものにすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまで10年にわたって取り組んでまいりました地方創生は、一定の成果も上がっているものと考えておりますが、東京一極集中の是正には至っておらず、少子化・人口減少の加速や、地域間の賃金格差の拡大等が進んでいる状況にあります。

このため、今般の地方創生2.0においては、若者・女性に選ばれる地方の実現を目指すこととしておりまして、基本的な考え方として、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境」や「付加価値創出型の新しい地域経済」などの5本の柱が示されております。

国は、今後10年間で集中的に取り組む施策を、地方の意見を酌み取りながら、基本構想として取りまとめることとしております。

策定に当たりましては、人口規模や産業構造、雇用・所得の状況が地域によって異なるという実情が十分に反映されたものでなければならぬと考えております。

県としましては、あらゆる機会を捉えて、地方の声を国に訴えてまいりますとともに、引き続き、市町村や関係団体と連携し、魅力ある雇用の創出や人材の育成・確保、さらには農林水産業、観光産業等の高付加価値化など、地方創生の実現に向け、しっかり取り組んでまいります。

○松本哲也議員 地方が主役ということでございます。原点に立ち返っていただいて、県、国と一体となって取り組まれることを期待いたし

ます。

次に移ります。地方税についてお尋ねいたします。

今国会で話題となっています年収の壁は、どの壁になるのか、所得要件はどうなるのか、いつからなのか。

一方で、地方自治体からしますと減収が生じるため、その影響額は、減収分について国が補填するのかなど、壁の撤廃は、働く人だけでなく様々な影響を与えると考えています。

しかし、2025年地方財政計画における歳入は、地方税や地方交付税など一般財源の大きな伸びが目立ち、特に地方税においては、過去最高額を更新しています。

本県の一般会計当初予算案に目を向けましても、県税収入が増額となっており、その要因が気になるところであります。

そこで、総務部長にお尋ねいたします。令和7年度の県税収入が増収となっている要因と、年収の壁の見直しが県税収入に与える影響についてお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 令和7年度の県税収入は、モーダルシフトの影響に伴う軽油引取税の減収などを見込んだ一方で、定額減税の終了による個人県民税や、堅調な企業業績に伴う法人二税、物価上昇に伴う地方消費税等の増収がそれぞれ見込まれることから、令和6年度当初予算と比べ、約51億円増の1,123億円余を計上しているところです。

また、年収の壁の見直しによる地方への影響につきましても、現在、国会で審議中の税制改正法案によれば、令和8年度から生じることとなります。

なお、この見直しについては、さらなる引上げが議論されておりますが、現状、あくまで国

税である所得税の基礎控除の引上げであり、個人県民税には影響が生じない見込みであります。

○松本哲也議員 地方の財源はしっかり確保されて、今後の県の事業実施に影響が出ないように、私どもも一緒に声を上げてまいりたいと思っております。

県税収入の増収が見込まれるということで、税というのは県民からしっかり納付されることで県の収入になるということですが、その収納確保対策がとても重要だと常々考えています。

地方税、特に徴収・納税の担当の方々は、税の収納率向上に努められ、税について正しく理解してもらうために、納税意識の啓発にも努めていただいております。

年度末が近づいてまいりました。また、この時期は、連日申告事務に従事されている職員が多くいらっしゃいます。税務行政に携わる皆様の日々の奮闘に感謝いたします。

先日、延岡市において実施された、のべお合同公売会に伺いました。滞納により差し押さえられた財産の売却ですが、会場には、延岡市以外に門川町、高鍋町や大分市からも出品がされておりました。このような連携は大変有効な取組であると考えますし、県や市町村間で連携・共有されていくことが重要であると感じたところです。

再度、総務部長に、県税収入を確保するための市町村と連携した取組と啓発についてお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 自主財源である県税収入の確保は、財政運営上重要であることから、県税収入未済額の約7割を占める個人県民税の徴収対策に特に力を入れております。

主な取組としまして、併任人事交流のほか、

徴収職員の技術向上を図る研修や、差し押さえた財産の公売会などを、賦課徴収を行う市町村と連携して行っております。これらの取組により、県税収入未済額は、ピーク時の約27億円から、令和5年度決算では約10億円に圧縮されています。

また、県民の納税意識を高める啓発活動として、国や市町村等と連携した児童生徒へ税の重要性を伝えるための租税教育や、市町村と一体となった自動車税と軽自動車税の納期内納付の広報等を行っております。

今後とも、市町村との連携を一層深め、県税収入の確保につなげてまいります。

○松本哲也議員 地方税全体の収納率アップというのは、職員のモチベーションの向上にもつながると考えます。引き続きよろしく願いいたします。

次に、防災・減災対策についてお尋ねいたします。

昨年10月21日から23日にかけて県内を襲った線状降水帯の発生は、2名の方がお亡くなりになりました。改めて、亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

能登半島地震から1年、能登地方では復興の最中に豪雨に襲われ、地震、津波そして豪雨災害という複合災害の被災地となりました。

また、今年には阪神・淡路大震災から30年、この間、災害は大規模化・複合化し、防災やその教訓は生かされているのか、また、風化していないかなど、能登半島地震の実態には、阪神・淡路大震災の教訓や検証が問われていると考えています。

南海トラフ巨大地震の発生確率が80%程度に引上げとなり、いつ起きてもおかしくない状況

にある中、線状降水帯の発生も見受けられますので、複合災害に備える必要性が高まっていると考えます。

そこで、危機管理統括監にお尋ねいたします。大規模な自然災害が発生した際、迅速かつ的確な対応を行うためには、いち早く被害状況を把握することが重要であると考えます。県はどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 災害発生時には、県や市町村、関係機関などが、迅速に最新の情報を共有し、共通認識を持って災害対応に当たることが極めて重要であると考えております。

このため県では、防災情報共有システムにより、被害情報のほか、避難所情報や道路情報など、災害対応に必要な情報を地図上に分かりやすく集約するとともに、本年度からは、被災直後の情報等をSNSからいち早く自動収集するツールの運用を開始いたしました。

来年度は、当初予算案で計上している事業において、携帯端末を使って災害現場からでも情報入力できるようにするなどの改修を行う予定としており、複合災害にも備え、迅速かつ的確な災害対応につながる取組をさらに進めてまいります。

○松本哲也議員 ぜひよろしく願いいたします。

先ほどの線状降水帯の発生という点では、延岡市において土砂災害が発生し、急傾斜地崩壊防止対策をされていたにもかかわらず、被害が発生しました。専門家による現地調査が行われたようです。

先日、延岡市北方町では、五ヶ瀬川流域水害対策期成同盟会が設立され、第1回総会が開催

されました。これまでの浸水被害対策を進めるために、地元が協力していくという目的だったと思っております。大変ありがたい期成同盟会の設立です。

しかし、対策を進めるためには、事業の要件や基準などの見直しも必要ではないかと感じたところです。復旧工事はもとより、今後の事業予定箇所や要望のある箇所においては、これからは想定外ではなく想定内の事象として捉え、様々な制度の見直しが必要ではないかと考えます。

県土整備部長にお尋ねいたします。豪雨による崖崩れのリスクが高まる中、施設の強度を高めるような技術基準を見直すべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 近年の気候変動に伴い、自然災害が激甚化、頻発化しており、想定を上回る豪雨により、毎年のように県内各地で崖崩れが発生しております。

施設の整備に当たっては、これまでの災害の検証や研究結果を踏まえて定められた、国の技術基準を基に設計しており、県において見直すことは難しい状況にありますが、地形や地質を十分に調査し、現地に適した工法で整備を行うことにより、被害の防止に努めているところです。

今後とも、危険箇所における施設整備を推進するとともに、定期点検や大雨後の緊急点検等により、適切に維持管理を行い、県民の生命と暮らしを守る崖崩れ対策に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 県内各地でこういった防止対策の事業要望等も多いかと思いますが、ぜひとも、いろんな検討をしていただきながら、進めていただくことをお願いしたいと思っております。

次に、埼玉県八潮市交差点の道路陥没事故の関係でございますが、下水道管の破損が原因と言われ、いまだに運転手の救助が難航している状況であります。軟弱な地盤に加えて、瓦礫や土砂の除去、水の流入など、救助活動を困難にする多くの課題があるようです。

この事故の発生から、全国各地において下水道管の点検などが行われており、県内でも点検作業が完了したと伺っております。管の老朽化も進んでいると思われまますので、今後一層の安全対策が進み、県民が安心して生活できる環境を整えていただきたいと思います。

一方で、上水道は大丈夫なのかと不安の声もお聞きしますし、実際にそのような相談を受けました。

先日は、宮崎市内において水道管の破裂が発生しております。一たび陥没が生じますと、規模の大小を問わず、歩行者や自転車利用者なども事故に巻き込まれる可能性があります。

福祉保健部長にお尋ねいたします。水道管の破損により、大規模な道路陥没は発生するのでしょうか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 下水道管と異なりまして、水道管は内部が水で満たされており、常に水圧がかかっております。破損した場合でも、周囲の土砂が水道管内に流れ込むことは考えにくい構造です。

また、水道管は、下水道管と比較いたしまして、浅い位置に埋設されており、漏水が発生した場合でも、水は地表面に現れやすく、早期に発見され、修繕等の対応につながるケースが多いと伺っております。

これらのことから、水道管の漏水により、埼玉県八潮市のような大規模な陥没が発生する可能性は低いものと考えております。

○松本哲也議員 破損箇所が地中側、下のほうを向いている場合は、地盤が緩む可能性というのが高くなると考えられます。県民が事故に巻き込まれることがないように、効果的な防止策など把握に努めていただきながら、市町村と情報共有などをお願いしたいと思います。

水道管は、各市町村によって維持管理されています。近年、水道管の耐震化が進んでいないという課題がありますが、老朽化による水道管の漏水も発生していると考えます。

耐震化が進まない現状では、漏水調査を強化し、早急に補修することは、陥没事故を防ぐことにつながるだけでなく、経営的にも有収率の向上につながる有効な手段だと考えます。

大分県では、水道管の漏水検知システムを導入して、調査データを市町村に提供し発見された漏水箇所の補修を市町村が実施するというところでございます。

過去に同様の質問がなされておりますけれども、陥没事故が問題となっている今、地震対策も急がれておりますので、改めてお尋ねしたいと思います。

衛星画像を利用した漏水調査について、県が県内の水道事業者を取りまとめて実施することは効果的だと思いますが、県の考えについて、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 衛星画像を利用した漏水調査について、大分県全域で実施した事例では、事前に漏水が疑われるエリアが限定されることによりまして、漏水調査が大幅に効率化されたと評価する一方で、漏水発見率が低く、また、発見された漏水箇所に利用者の宅内漏水も含まれており、水道事業者の経営改善につながらないとの報告もございます。

県内でも、同様の調査を4事業者が行ってお

りますが、同様に評価が分かれております。

このため、県としましては、全国的な知見が集積された後に検討を行いたいと考えております。

○松本哲也議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、次の介護保険についてお尋ねいたします。

令和6年の全国の介護事業者の休廃業や解散などの件数は612件となり、前年より100件ほど増加しています。昨年4月に介護報酬見直しがなされたことによって、「先が見えない」と事業所からは切実な声が上がっています。

全国では、訪問介護事業所がない自治体、町村が100以上あり、この先も増えるのではないかと推察するところです。

さらに、ヘルパーが足りず、ニーズはあるが、ケアプランどおりにサービスが提供できないため、撤退した事例もあると伺っています。ガソリン価格の高騰から、独自の支援を始めた自治体もあり、さらに、遠方への訪問の場合は加算を行っているとも伺っています。

福祉保健部長にお伺ひいたします。令和6年度報酬改定の影響によって、訪問介護事業所の経営状況は厳しいと考えます。県内の訪問介護事業所の廃止の状況と県の取組についてお伺ひいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内の訪問介護事業所の廃止件数は、令和5年度19件、令和6年度は現時点で20件ですが、同数程度の新規開業もありまして、全体の事業所数としては大きな変化はございません。

訪問介護事業所に対しては、これまで社会保険労務士派遣などによる処遇改善加算の取得促進や、介護職員の資質向上に向けた研修などに

よりまして、支援を行ってきたところであります。

さらに、来年度からは、当初予算案で計上しております訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に、人材確保や経営改善に要する費用を計上するとともに、訪問介護事業所が安定して経営が継続できるよう、国に対しまして、適切な介護報酬の設定を引き続き要望してまいります。

○松本哲也議員 お話を伺った事業所では、人材不足から責任者の方が複数業務に従事しているといった状況で休憩も取れないと、また電気料金が1.5倍となるなど、物価高騰から本当に厳しいという窮状をお話しされていきました。

ガソリン代を助成している自治体もありますし、ぜひ、県においても県内の事業所に足を運んでいただいて、そのようなことを現場で見て感じていただいて、国への要望につなげていただきたいと思います。

それでは次に、再生林についてお尋ねいたします。

今議会の代表質問やこれまでの議会においても、多くの議員が再生林率日本一に向けた取組について質問されています。それだけ注目される取組であると考えるわけで、再生林に関するユーチューブの配信は、若い皆さんだけでなく、多くの方に林業への関心を高めていただける取組であると感じています。林業の担い手確保や育成が求められていますので、今後も積極的な取組が展開されますことを期待しています。

そのような取組が積極的になされている中、林業の労働災害発生が気になります。林業経験の浅い未熟練労働者への効果的な安全教育の実施や、高年齢労働者への作業配慮、車両系木材

伐採機械の使用時や手作業による伐倒作業時の労働災害防止にしっかり取り組んでいただきたいと考えます。

近年の死傷災害統計によりますと、経験年数5年未満の労働者が半分を占めていると伺っております。

環境森林部長にお尋ねいたします。林業労働災害防止に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 林業労働災害を防止するためには、事業体、従事者それぞれが高い安全意識を持つことにより、危険を伴う作業における安全の確保を徹底することが重要であります。

このため、林業関係者が一堂に会する林業労働災害防止大会での啓発や、労働安全衛生指導員による巡回指導、防災救急ヘリによる救助訓練などを実施しているところです。

また、来年度当初予算案では、林業労働災害の半数を占める就業5年未満の従事者や、今年度新設された国家資格である「林業技能士」を目指す従事者を対象として、安全な作業手順の習得や伐木技能の向上を図る研修会を実施するための経費を計上しております。

今後とも、宮崎労働局などの関係機関と連携した取組を推進し、労働災害の防止に努めてまいります。

○松本哲也議員 ぜひ、事故が起こらないように、またさらに力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

このところ県内各地においては、伐採されている山林がよく目に入ります。その面積はかなりの広さのようで、車窓から遠くに見る場合もありますので、既にその山林が植栽されているかどうかは不明です。いずれにいたしまして

も、再造林率日本一を目指すためには、安定した苗木の供給があることは不可欠だと考えます。

新年度の予算案には、改善事業「コンテナ苗生産拡大支援事業」が予定されています。先ほどの質問でもあったように、育苗等においても技術が必要であると思えますし、その生産性を向上させていくことは重要であると考えます。

また、隣の大分県でも、ここ数年、かなりの伐採が進んでいるようです。植栽未済地もあるのではないかと感じていますが、改めて環境森林部長に、県内における苗木生産の現状と生産拡大に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 令和5年度の苗木生産量は638万本であり、このうちの9割を占める杉苗木の生産量は日本一となっております。

一方、近年、旺盛な主伐が行われている本県において、再造林率を日本一にするためには、低密度植栽等の省力化を進めた上で、さらに100万本程度の苗木の増産が必要と見込んでおります。

このため県では、自家採穂園の造成や生産施設整備の支援に加え、優良生産者の下での実践研修や苗木経営生産相談員による個別指導等を行っております。

また、来年度当初予算案では、生産性が高く労働負荷の軽減等が期待できるコンテナ苗の生産拡大に向けて、生産経費の支援を拡充する経費を計上しており、これらの取組により、苗木の安定供給を図ってまいります。

○松本哲也議員 流域ごとに生産設備が整備されていく、こういったことも大切ではないかと考えますし、生産性の向上が図られますと、九

州各県にも本県の苗木を提供できるのではないかと考えが膨らみます。ぜひとも、しっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、県立延岡病院についてお尋ねします。

県病院の経営につきましては、様々な取組がなされていますことは、これまでの御説明や代表質問等により認識はいたしております。そのような中、新年度の予算において、延岡病院への手術支援ロボットの導入予算が計上されておりますので、今後、議論がなされると思えますが、県北における様々な医療の高度化に配慮いただいておりますことに感謝申し上げます。

しかし、延岡病院の駐車場については、ちょっと残念な声をいただいております。「予約の時間に合わせて自家用車で診察に訪れたけれども、駐車ができない。何度もそのようなことがあった。何とかならないのか」「家族を玄関付近で降ろした後に、近くの駐車場に車を止めて、病院まで歩いていった」「駐車場が少ないから、朝早くから行くようにしている」、いろいろありました。

病院としても、職員の皆さん方の駐車場を外来患者に開放されていると伺っています。延岡病院の周辺では、駐車スペースの確保がなかなか厳しいとは思いますが、延岡病院だけに任せることも大変かと思えます。

改めて質問させていただきますが、病院局長に、県立延岡病院の駐車場の状況と今後の対策についてお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立延岡病院では、約640台分の駐車場を確保しております。しかしながら、天候が悪いときや診療予約が集中する時間帯などには満車状態となり、来院される方に御不便をおかけしていると認識しております。

このため、病院玄関前までの路線バスの乗り入れなどの取組や、近隣の民有地の借り上げなどに加え、今年度は、病院まで少し離れた場所に職員駐車場を新たに確保し、敷地内の外来駐車スペースの確保に努めております。

病院局としましては、県民の皆様が安全・安心に県立病院を利用できるよう、引き続き駐車場の確保に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 周辺の状況から容易でないことは承知いたしておりますが、しっかりと取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。

先ほど申しました職員駐車場ですけれども、勤務のことを考えますと、病院近郊に確保されるべきと考えます。緊急時、そういった対応は絶対に必要だと思うわけです。

駐車場に限らず、延岡病院は建設後約30年を迎えようとしていますが、現在では医療機器など設備も随分と変わりまして、スタッフの働きやすい勤務環境は整っているのだろうかと思えるところです。

従業員の満足度の向上は、顧客満足度の向上に様々なメリットがあると言われております。医療スタッフの満足度を向上させることは、さらなる地域医療における延岡病院の県民満足度強化につながると考えます。

再度お尋ねいたします。県立延岡病院の医療スタッフの勤務環境の改善についてお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院が質の高い医療を安定的に提供するためには、医療スタッフの確保・充実が重要であり、職員の勤務意欲を維持する上でも働きやすい環境づくりは重要であります。

現在の県立延岡病院は、平成9年の供用開始

以来27年が経過しており、随時、増改築や設備の更新などを行っていますが、老朽化や狭隘化は進行しております。

病院局としましては、経営改善を進める中であっても、病院の現状を踏まえながら、既存施設や医療政策面での助成制度などを最大限活用し、医療の質の向上と医療スタッフの働きやすい環境づくりに計画的に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 延岡病院を例にしましたが、県病院に勤務する全ての職員の皆さんの勤務環境の改善についても同様に、しっかりと取り組んでいただきますことをお願いいたします。

それでは、これより教育に関する質問に移らせていただきます。

まず、小規模特認校についてお尋ねします。

先日発表された厚生労働省の人口動態統計によりますと、昨年生まれた子供は72万988人と9年連続で減少し、過去最少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の予想では、2039年に73万人を下回ると推計していたしましたので、15年も速いスピードで少子化が進んでいます。

県は、日本一挑戦プロジェクトにおいて、「子ども・若者～日本一生み育てやすい県～」を掲げて、様々な事業に取り組まれています。この少子化のスピードを上回る対策が、また知事が先頭となりまして、県民が真価を実感できるよう、一丸となった展開が加速されることを期待しているところです。

事例を紹介します。

延岡市立浦城小学校、全校児童3名、このうち2名がこの春、卒業を迎えます。児童の減少対策に地域を挙げて取り組んでいます。

小規模特認校であるこの学校は、本来の通学

区域以外から子供が通うことができますが、学校を知ってもらうため、昨年12月と先月8日にオープンスクールが開催されました。学校内の見学や、入学や転入の相談などが実施され、学習発表会では、3名の児童が「これが私たちの学校、浦城小学校」と発表してくれました。

大谷翔平選手から届いた野球のグローブを1人1つずつ使えるというのは、ちょっと羨ましかったところではありますが、オープンスクールに参加した子供は非常に興味を示していました。「大規模校はちょっと苦手だな」と思っている児童には、大きなメリットがあると考えます。来年度、多くの児童が浦城小学校に来てくれることを願います。

そんなうれしい反応があれば、悩ましい問題もありました。

市街地から車で15分かかり、頼りの公共交通・バスも、なかなか学校の授業の都合のいい時間には運行されておられません。そこで地域の有志が一般社団法人うらしろスマイルプロジェクトを立ち上げて、保護者の送迎支援や放課後の見守りなど、学校を支援する取組に地域を挙げて取り組み、学校存続を目指した取組を行うということになりました。

このような状況は、県内のどこでも起こり得ることだと考えます。県として、市町村と課題を共有して今後の支援を検討していただきたいと思いますが、県内の小規模特認校の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校等においては、市町村教育委員会が通学区域を設定し、それに基づき、児童生徒の就学すべき学校が指定されております。

一方、小規模特認校は、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学が可能な

学校でございます。

本県では、8市2町においてこの制度が導入されており、現在29校設置されております。これらの学校では、豊かな自然環境の中で、地域の方々と触れ合いながら、小規模校のよさを生かした、きめ細かな教育が行われております。

○松本哲也議員 それでは、小規模特認校における通学支援について、県教育委員会の考えを教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小規模特認校の通学は、市町村教育委員会の規定により、保護者の負担と責任において行うよう定められております。したがって、通学支援につきましては、設置目的や地域の実情を踏まえた市町村教育委員会の判断でありますので、県教育委員会としては、財政上の支援は困難であります。

しかしながら、小規模特認校は、学校の周りにある豊かな自然や伝統を生かした学びの場であるとともに、学校を残すことが、ひいては地域の活性化につながるという地域の思いを反映した場所でもあります。

県教育委員会といたしましては、小規模校に関する研究会での助言や、ホームページ等を活用した好事例の発信を行うなど、教育活動の活性化を支援してまいります。

○松本哲也議員 なかなか厳しいようでありませぬけれども、ぜひとも子供たちがどこでもしっかりと学べるような環境を整えるために、今後、日本一のモデルとなるようなこういう取組をまた考えていただけるとありがたいと思います。

次に、障がい者の方々の学びの支援についてお尋ねいたします。

本県では、文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」を活用して、

障がいの有無にかかわらず、誰もが、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて取り組まれています。

延岡市では、今年度3回の講座が行われて、2回目の講座に伺いましたが、76名の参加がありました。県立延岡しろやま支援学校の体育館では様々な発表などが行われ、参加者の笑顔があふれる、素晴らしい学びの場であったと思っております。いつでも、どこでも、誰もが学べる環境をさらに広げていくことが求められていると考えます。

教育長に、本県における共生社会実現に向けた生涯学習の取組と、今後、県内にどのように広げていくのかお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 障がいのある方もない方も共に学び続けることができる生涯学習の推進は、教育振興基本計画にも位置づけておりました。大変重要であると認識しております。

県教育委員会では、延岡市や県立看護大学等と協働し、例えば、障がいのある方も参加できるダンスや料理教室、大学生と一緒に企画した講座等を開催しております。

また、各市町村の担当者に対する研修会を実施し、障がいのある方も参加できる講座の開設を促しております。

今後とも、啓発番組やイベント等を通じて、障がいのある方が生き生きと学ぶ姿を発信するとともに、市町村や障がい者団体等との連携を推進することで、共に学び、生きる共生社会の実現を目指してまいります。

○松本哲也議員 ぜひ県内において、さらなる事業の拡大がなされることを期待しております。

最後に、教育長にもう一点お尋ねしておきま

す。

令和7年度の新規事業「科学で切り拓く未来みやざき人財創出事業」が目にとまりました。

それは、昨年8月に文部科学省が公表した日本の研究力を示す「科学技術指標2024」によると、注目度の高い論文数の国別順位が2年連続して世界13位であった。過去には世界3位であったことからしますと、その凋落は深刻であると考えます。今後の産業や経済の発展にも大きな影響を及ぼす可能性があると言えるのではないのでしょうか。

様々な問題があると考えますが、理数系科目の学習機会を増やすことや、STEM教育の強化などが重要ではないかと考えました。もちろん文系分野においても、その強化は重要であります。

2022年度の全国学力テストの結果を分析された九州大学の河野銀子教授によると、中学3年の数学、理科において、学力差はほとんど見られなかったが、教科への関心や興味は女子のほうが低かったようです。その上で、河野教授は「女子が関心を持てる授業の工夫が必要」と指摘されています。

男女を問わず、多くの児童生徒に興味・関心を持ってもらう必要があります。このことから、10年後、20年後、そして未来にわたり、宮崎だけでなく、国を担う人材が輩出されると信じて、今回の新規事業に期待しているところです。

教育長にお尋ねいたします。理数好きの児童生徒を増やすことは大事であると考えます。科学技術教育のこれまでの取組や今後の展開につきましてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会ではこれまで、科学への興味・関心を高める科学実

験・野外観察教室や、科学的な感性と思考力を育むサイエンスコンクール、また、最先端科学技術に触れるサイエンスキャンプなど、小学校から大学までが連携し、児童生徒に科学技術の創造への夢と意欲を持たせる機会の充実に取り組んでまいりました。

さらに、当初予算案で計上しております新規事業では、小中学生を対象としたイベント等の実施により、誰もが科学に触れられる機会を創出するとともに、国内外の最先端科学の体験研修にも派遣するなど、科学好きの裾野を広げ、豊かな才能を引き出すプログラムを計画しております。

今後も科学技術教育の充実を進め、宮崎の将来を担う科学者や世界に羽ばたく技術者等を育ててまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。科学技術教育はもちろんのことですけれども、あらゆる分野において、児童生徒の豊かな才能を引き出していただいて、教育長がおっしゃいました、世界に羽ばたく人材をぜひ育てていただきたいと思います。

今回、代表質問から今日の午前中にかけて、我が会派3人連続で登壇させていただきました。しっかりとまた力を合わせて、今後も様々な課題の解決に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上で一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議員 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○野崎幸士副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従い順次お伺いしてまいります。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

令和7年、2025年がスタートしてはや2か月ほど過ぎましたが、今年は昭和が始まってちょうど100年、戦後80年の節目の年になります。その間、我が国を取り巻く安全保障環境は大きくさま変わりしました。

中国による台湾海峡、尖閣諸島などでの活発な軍事活動、北朝鮮によるミサイル発射実験、ロシアのウクライナ侵攻など、国も戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているということを基本認識としております。

このような状況を背景に、国は令和5年度から5年以内に防衛力を抜本的に強化するという方針を掲げ、現在、国会で審議中の令和7年度当初予算案の防衛費は過去最大の約8兆5,000億円と、対前年度で約7,500億円、9.7%の大きな伸びとなっております。

この中には、新田原基地へ配備予定のステルス戦闘機F35B3機の取得費665億円が計上されており、可決されれば、既に決定されたものも併せ、2個飛行隊約40機のうち30機分が予算化されることとなります。

また、報道では、新田原基地の拡張計画に伴う施設整備費として、用地を含め約3,100億円、えびの駐屯地についても、火薬庫増設の設計費用等に1億3,000万円が計上され、厳しい安全保障環境の影響が本県にも確実に及んできております。

我が国の防衛体制は、中国の海洋進出や北朝鮮の弾道ミサイルの発射などを念頭に、日本の

南西地域で自衛隊を増強する、いわゆる南西シフトが進み、本県だけでなく、九州・沖縄全体でその影響が次第に大きくなってきております。

このような中、九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会が1月14日に宮崎市内のホテルで開催されました。大会には、九州各県の防衛議員連盟などから約400名の県・市町村議員や、自衛隊の荒井西部方面総監をはじめ、九州各県の陸海空・地方協力本部の自衛隊幹部、さらには九州防衛局長にも出席いただくとともに、河野知事、濱砂議長には来賓の御挨拶も賜りました。お二人には、この場をお借りして、深く感謝を申し上げます。

第1部の総会では、会員の議決により、開催県である宮崎県議会の防衛議連の役員が九州・沖縄防衛議員連盟の役員に選任されるとともに、僭越ながら私がその会長職に選任され、向こう1年間は本県が九州各県をまとめる立場となりました。私は会長職としての重責に身の引き締まる思いではありますが、ここにいらっしゃる議員の皆様のお力添えもいただきながら精進してまいりたいと思っております。

まず、今年度の活動方針として、防衛議員連盟の役割を4点にまとめ、大会決議として力強く採択されました。

この決議文は2ページにわたり、その全文をこの場で紹介することはできませんが、当日、佐藤雅洋議員が元気な声で気持ちを込めて読み上げられたことを思い出しながら、改めて読み返してみますと、我が国を取り巻く環境や世界情勢の大きな変化を背景に、我が国の平和のために、九州各県の防衛議員連盟のメンバーをはじめ、多くの力を合わせて取り組んでいかなければならないという気持ちを抱かせてくれる内

容となっております。

総会の後半では、前統合幕僚長である山崎防衛省顧問から講話をいただき、ロシアや中国の軍事活動の活発化など、周辺国の動向を踏まえ、日本がその最前線に位置していること、安全保障や防衛政策の在り方が地域と国際社会の平和に直結することなど、示唆に富んだ貴重なお話をいただきました。

第2部では、新富町の新田原基地でのスクランブル発進の状況等を視察していただき、第3部の交流会では、冒頭、野崎副議長から和太鼓の力強いパフォーマンスを御披露いただき、その後は、出席者の皆様に、宮崎牛や焼酎をはじめ、県産品を素材とした料理をおいしく召し上がっていただきながら、今後の自衛隊や各県防衛議連の活動について直に会話を交わしていただく、かけがえのない時間となりました。

九州・沖縄防衛議員連盟の大会を終え、厳しい安全保障環境に直面し、既存秩序の不確実性が増す中で、どうしたら戦争を避け、我が国の平和や安全を守ることができるのか、また、命がけで日々の厳しい訓練に耐えている自衛官の成り手不足の問題、国の当初予算では、自衛官の処遇・勤務環境の改善策として約4,100億円が計上されているようではありますが、これ以外にも自衛官や自衛隊を支援できることはないのか、大会を終えても様々な考えを巡らせる昨今であります。

そこで、大会にも参加していただきました知事にお尋ねします。知事は、九州・沖縄防衛議員連盟大会に出席され、どのようなことを感じられたのか、知事の所見をお伺いいたします。

この後の質問は、質問者席にて行ってまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

今回の九州・沖縄防衛議員連盟大会を前に、防衛議員連盟が県内全市町村に広がりを見せたところであります。山下会長をはじめ関係の皆様のご熱心な働きかけにより、そのような体制を築かれた、これは全国的にもまれな状況ではないかと考えております。

そのような本県の取組というものを九州・沖縄各県の皆様にお伝えすることができましたし、大会開催に当たり、約400名の出席者を受け入れるための準備やおもてなしへの御尽力、改めて、これらもろもろの活動に対して、深く敬意を表するものであります。

近年、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増すとともに、国内では自然災害が激甚化・頻発化しております。本県でも昨年は、最大震度6弱の地震や竜巻被害、土砂・浸水被害など、各地で大きな被害が発生し、このうち10月の豪雨の際には、自衛隊にも災害派遣要請に応じていただくなど、様々なこういう自衛隊の活動に対する県民の信頼や期待というものは高まっているものと考えております。

私も、口蹄疫や鳥インフルエンザをはじめ、様々な自衛隊の皆様の活動、御尽力に対し、感謝の思いを込めて、宮崎県防衛協会会長の職を引き受け、自衛隊の各種行事に参加しておりますほか、現在、自衛隊においては、人材確保が大きな課題となっております。先日は、自衛官の人材確保のための入隊激励メッセージビデオも収録したところでありまして、様々な協力に取り組んでおり、この思いは防衛議員連盟の皆様とも共有しているものと考えております。

先日は、自衛隊宮崎地方協力本部の70周年記念式典があり、その場でも確認されましたが、自衛隊創設と同時に、地方協力本部の前身であ

る組織が立ち上がったのは、九州でも3県だけと、本県はその当時から様々な形での連携を深めてきたということで、それが防衛議員連盟、さらには自衛隊協力諸団体の現在の活動につながっていると、改めて先人の御努力にも敬意を表するものであります。

今後、県内はもとより、九州・沖縄各県を含めた防衛議員連盟、さらには自衛隊協力諸団体の皆様とも情報共有や連携を図りながら、引き続き自衛隊の活動を支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。

それでは次に、県民への情報提供についてお尋ねいたします。

安全保障環境の変化が本県にも具体的な影響をもたらしており、その内容を県民の皆さんも具体的に知りたいと思います。

先ほども触れましたが、新田原基地には、最新鋭ステルス戦闘機F35Bが順次導入されることとなっております。また、宮崎空港は、平素から自衛隊や海上保安庁の飛行機が円滑に利用できる特定利用空港として指定され、昨年10月には、日米共同統合演習の一環で、海上自衛隊の哨戒機が着陸する訓練も行われました。

また、県では、今年度に入って、有事の際に、沖縄県先島諸島の住民11万人のうち、宮古島市からの1万人を受け入れる計画づくりを国からの依頼で進めており、鹿児島空港からバスで本県へ移送し、ホテル等で受け入れる想定計画案を策定し、2月下旬に計画を国へ提出したと聞いております。

国、自衛隊の動きや先島諸島からの避難の受け入れ計画策定などの取組について、できるだけ県民へ情報を提供すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 厳しい安全保障環境の中で、国は国家安全保障戦略など、いわゆる安保3文書を改定するなど、防衛施策を推進しているところではありますが、防衛は国の専管事項と言いながらも、本県に関係があるものにつきましては、その内容を適切に県民へ情報提供されることが重要であると考えております。

このため、自衛隊等の訓練や新田原基地の整備計画などについて国から説明を受けた際には、国に早期の情報提供や関係市町村等への丁寧な説明を行うよう申入れを行っております。

現在、避難住民の受入れ計画の策定に当たっているところでもあります。九州地方知事会として、国に対し、取組の趣旨等を丁寧に国民に説明するよう要請するとともに、県として策定の経緯や検討項目等を記載したホームページを作成し、県民への情報提供を行っております。

この受入れ計画については、現在、国と調整を行っているところでありまして、調整が整いつつあり、ホームページでその内容についても公表する予定であります。

今後とも、国への様々な働きかけを行うとともに、県の取組につきまして、県民の理解や協力が得られますよう、適切な情報提供に努めてまいります。

○山下博三議員 それでは次に、九州知事会での議論についてお尋ねいたします。

知事は、昨年4月に九州知事会長に選任され、全国知事会での地方税財政常任委員長に加え、九州内でもリーダーシップを発揮すべき立場であります。

先般、南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内に80%とされるなど、災害はいつ発生してもおかしくありませんし、大規模災害時には、九州各県での広域の対応が求められます。先島

諸島の住民避難など国民保護についても、九州・沖縄地域での連携が必要だと考えます。

そこで、九州知事会では、災害や国民保護に関してどのような議論がなされているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 被災した県単独では大規模災害時、応急対応が十分にできないため、九州地方知事会においては、九州・山口における災害時応援協定の締結など、広域連携の体制整備等を図っております。

例えば、沖縄において大規模な自然災害が発生した場合、九州本島とは距離が離れておりますので、その際の応援体制というものはしっかり議論すべきではないかと、そのような議論も行って体制整備も図ったところでもあります。

このような中、昨年10月の九州地方知事会議において、「南海トラフ地震を想定した訓練等の取組を進める必要がある」という意見があり、これまで熊本、宮崎、鹿児島等で行ったことはありますが、翌11月には、九州・山口全ての県の担当者による、避難者や物資の広域応援調整等を行う図上訓練を実施したところでもあります。

このたび、南海トラフ地震が発生した際の即時応援県として、本県に対しては長崎県が割り当てられるなど、国の具体的なアクションプランが示されましたので、九州地方知事会において、広域応援体制の構築に向けて、さらなる議論を深めてまいります。

また、国民保護に関しては、沖縄県先島諸島の住民の受入れ計画の策定について、国、九州・山口各県が緊密に連携を進めていく必要があるとの合意がなされ、昨年11月には、国に積極的な関与と支援を要請したところでもあります。

今後とも、九州地方知事会を通じた広域的な

連携をしっかりと進めてまいります。

○山下博三議員 よろしく願いしておきたいと思えます。

それでは次に、金利上昇や円安に伴う物価高騰などが県内企業に与える影響についてお伺いたします。

先日、日銀は、物価や景気のコントロールに使う政策金利の追加引上げを0.25%から0.5%に決定しました。今年後半には0.75%へと引上げを見据えている中で、利上げは消費を冷え込ませ、景気後退に拍車をかける可能性があります。

若い現役世代の30歳から40歳代は、住宅ローンの残高を多く抱え、金利上昇の打撃を他の世代よりも強く受けます。

一方、企業への影響では、大企業より中小企業の負担が増えると言われております。

金利上昇や長引く円安などが県内企業に与える影響をどのように認識しておられるのか、またその対策について、知事にお伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） 長引く円安により物価高騰や深刻な人手不足の影響、また、国内の金利情勢が大きな転換期にある中で、県内企業を取り巻く状況は厳しさを増しており、私も、県内各地に参りまして、切実な声を直接お聞きしているところであります。

特に、金利上昇による県内企業への影響につきましては、一般的に、企業規模が小さくなるほど借入金への依存の度合いが高くなる傾向にありますことから、中小企業が大半を占める本県におきましては、企業の支払い利息の負担増など、様々な影響が生じることを懸念しております。

こうした中、県内経済の活性化を図るために

は、国が示しております「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行が重要でありますことから、今定例会では、国の交付金等も活用し、企業の生産性向上のための設備改修や新事業展開、経営力強化に向けた資金繰り支援など、企業の持続的発展に向けた取組に必要な経費について、当初予算及び補正予算案に計上しております。

今後とも、経済情勢の変化を的確に捉えながら、県内企業に対する支援にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 中小企業の皆さんは、ゼロゼロ融資の償還も始まっております。今後、金利上昇に伴う厳しい経営環境になってまいります。認識をしっかりと持っていただき、御支援をよろしく願いしておきたいと思えます。

続きまして、医療機関等に対する物価高騰対策についてお伺いたします。

先日、都城市内の医療機関が自己破産を申請したという報道がありました。今年度の医療機関の報道は2件目であります。また、介護福祉事業所等も、人材不足や労働時間の総量規制の厳格化等により、厳しい経営状況を日々耳にしております。

いずれも診療報酬や介護報酬といった公定価格で運営される施設であります。診療報酬や介護報酬の改定は数年置きであります。この間も物価や賃金は上がり続けており、改定価格から必要な費用も賄えない状況が続いております。公定価格ですから、人件費、物価高騰分を利用者に転嫁はできません。さらに加えて物価が高騰すれば、仕入れに係る消費税負担も重くなりますが、これも利用者には転嫁はできません。

昨年末、知事は、県の医師会、歯科医師会、

薬剤師会、いわゆる三師会の皆さんから、緊急助成支援の要望を受けたと伺っております。医療機関や介護事業所も経営努力を重ねておられますが、国から重点支援地方交付金も措置されたと伺っております。

物価高騰が続く中、公定価格で運営される医療機関等に対する支援について、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 公定価格で運営されております医療機関や福祉施設等においては、近年の物価高騰分のコストが診療報酬等に反映されるのに時間がかかりますことから、当面の運営に厳しさがあることは認識いたしております。

こうした中で、昨年12月には、医療・福祉の関係団体から、国の重点交付金を活用した物価高騰対策に係る緊急要望を受けたところであります。

県といたしましては、現下の経済情勢や各団体からの御要望等を踏まえまして、高騰する光熱費等に対する負担軽減を図るために、補正予算案で16億円余の「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」を計上したところであります。

今後、必要な手続について医療機関等に周知し、速やかに支援を行いたいと考えております。

○山下博三議員 先日、先ほどの三師会から、私も要望を伺う機会がありました。

厳しい経営状況に関する支援の要望は先ほどのおりでありますが、風邪薬やせき止めといった、身近な治療等に必要な医薬品も不足する場合もあると伺いました。これまで当たり前に行うことができた医療ができない、そのような話であります。

調べてみますと、一つには、特定の国に原材料の生産が集中していることや、他国との争奪戦も始まっていることなど、国際情勢もあるようであります。

また、国内では、薬価の度重なる引下げにより、採算割れの薬もあること、そしてその傾向は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の分野により強く現れていることなどが分かってきました。

国も補助金等により、ジェネリック医薬品を中心に、国内生産力の増強にかじを切っておりますが、人手不足などの課題もあり、解消までには時間がかかると言われております。

医薬品の供給不安が続く中、県としてはどのような対応を行っているのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 医薬品の供給不安につきましては、令和2年度に発生いたしました医薬品の品質不適正問題が発端となっておりますが、その後も、医薬品の需要増や生産体制、国際情勢など、複合的な要因により影響が長引いており、現在、国内の約2割の医療用医薬品で通常出荷ができない状況となっております。

このため国は、令和6年度補正予算等により、医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革の支援など、様々な施策を講じております。

県では、医薬品を必要とする患者に適切に供給できますよう、県医師会や県薬剤師会、県卸業協会等を通じ、医療用医薬品の適正な使用と発注について協力要請を行っております。

○山下博三議員 続きまして、県立病院における医薬品の供給不足の状況とその対応について、病院局長にお伺いたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院におきま

しても、全国的な供給不足の影響を受けて、使用する医薬品のうち、本年2月末時点で、後発医薬品等を中心に、60品目程度の調達が不安定な状況にあります。

このうち、主に急性期病院で使用する、がんや手術後の疼痛管理用の薬をはじめ、麻酔薬や炎症を抑える注射薬など、必要量の確保が非常に困難なケースも生じております。

このため県立病院では、卸業者・製薬メーカーへの協力依頼のほか、患者の症状に合わせた優先使用のルールや使用量の調整、さらには代替薬使用の検討などを行い、患者の治療に支障が出ないように運用面での工夫を行っております。

○山下博三議員 県病院においても、一部の医薬品の必要量の確保が厳しい状況にあることは、非常にゆゆしきことではないかと思っております。命にまつわることでありますので、対応のほどよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、本県農業高校におけるスマート農業教育の取組について、教育長に2問お伺いいたします。

本県の農業は、家族経営体が減少の一途をたどり、耕地面積も減少しております。家族経営体に代わって、より規模の大きい農業法人が増加しておりますが、耕地面積の減少を補うには至っておりません。これは、人手不足や燃料、肥料・飼料等の資材が高騰するなど、農業を取り巻く情勢が厳しい状況にあることに加え、農地の集約化や生産性の向上が必ずしも十分でないことに起因するものであります。

こうしたことへの危機感から、2030年には米や果物が希少品になるとの指摘もあります。いかにして農業の生産性と持続性を高め、発展さ

せていくかが問われている状況であります。これを解決していくには、次代の農業をつくり上げる人材の育成がとて重要であり、農業高校の果たす役割は非常に大きいと考えます。

本県は、高校生全体に占める農業高校生の割合が、全国でもトップレベルだと聞いております。農業は人と自然をつなげるもの、そんな農業のすばらしさを教える農業高校にこそ、私は本県の農業の未来を感じております。

そこで、農業高校においては、どのような方針で農業人材の育成を図っておられるのかお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本格的な人口減少を迎える中、農業が基幹産業である本県において、農業の発展に貢献できる資質や能力を高めた人材を一人でも多く創出することは、農業高校の喫緊の課題だと認識しております。

県教育委員会といたしましては、令和5年度策定の宮崎県教育振興基本計画にて、時代の変化に対応できる職業教育の推進を掲げており、ファームステイやスマート農業の実習などにより、グローバル化や技術革新への対応を図っております。

また、宮崎農業高校では、産業界等と連携した学習プログラムの開発を進めており、今後、この取組を他の農業高校へも普及させることで、新たな時代に対応した、実践的な農業人材の育成に取り組んでまいります。

○山下博三議員 年々、少子高齢化が進む中、こうした農業の諸課題を解決していくには、農地面積や労働時間当たりの収量拡大といった生産性の向上が急務であります。昨今、開発が進んでいるスマート農業は、非常に有効な技術であります。

I C Tにより、人が把握し切れない環境状況

等もデータとして収集・集積し、AIがそれらの情報を基に適切に判断し、高精度な管理作業へとつなげる技術、さらには、ロボットの活用による人が行ってきた作業そのものの自動化等は、まさに厳しい農業情勢を打破し、新しい農業への転換へと導くものと期待いたしております。

このようなスマート農業を今後普及させるには、農業高校において、これを駆使できる人材育成を図ることが大変重要であると考えております。

そこで、農業高校におけるスマート農業教育の今後の展開についてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県農業の持続的発展を果たすために、スマート農業教育の充実は不可欠であります。

このことについて、まずは農業の学科を最も多く有する都城農業高校をモデル校とし、地元の農業法人や研究機関、民間企業等と連携して、AIやロボット技術等を活用した実践的な学びを行い、併せて、教員の技術研修の強化も目指すこととしております。この取組の成果は、他の農業高校へも普及させてまいります。

昨年度開催されたG7宮崎農業大臣会合において、本県の20名の高校生たちは、「農業がかっこいいと思われる社会をつくりたい」と、力強く発信いたしました。

このように、農業の新しい姿を実現していく気概を持った人材の育成に今後も取り組んでまいります。

○山下博三議員 私は、これまで約2年間、農業高校の人材育成について、教育委員会の皆さんと勉強会を重ねてまいりました。

農業はこれまで、危険、汚い、きついといったネガティブな3Kのイメージを持たれ続けて

きましたが、私は、新しい農業への転換を図ることで、農業は、感動、かっこいい、稼げるの新3Kを生み出せるものと信じております。まさに、G7農業大臣会合で高校生が発した提言に、その可能性を強く感じたところであります。

「農業は最高である」と農業に高い志を持ち、意欲あふれる若者が多く集まる農業高校を築いていただき、本県の基幹産業であります農業のますますの振興に寄与していただきたいと願っております。

黒木教育長は今年で退職されるとお伺いしております。今日まで御指導いただいたことに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これより農政問題に入らせていただきます。

農業分野においては、コロナ禍とその後の円安により、飼料や燃油、農業用資材の価格が高止まりする中、農業従事者の減少がすさまじいペースで進んでおります。

私の周りでも、これまで極めて良好な経営を続けてきた酪農、肉用牛、土地利用型農業の農業者から、「もう農業を辞めたい」と真剣に相談を受けるようになりました。大変厳しい現実に直面され、夫婦間の会話でも、ポジティブに考えたいけれども、なかなか明るい見通しが持てないということでもあります。

県によると、農業制度資金のうち、昨年8月に拡充した運転資金の融資実績は、拡充から僅か半年で43件に達しているとのことであり、農業者が資金繰りにも本当に苦慮していることが見てとれます。

そこで、県は、農業者の経営改善に向けて、どのように取り組まれていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県の農業セーフティネット相談窓口では、運転資金等に関する相談が増加しており、農業経営は一層厳しさを増していると認識しております。

このため県では、昨年3月と8月に運転資金に対する融資の拡充を行うとともに、JAと共同で設置した農業経営体支援センターにおいて、経営診断によるきめ細かな指導を行うなど、経営改善の取組を強化しております。

また、農家経営が深刻化する前に、資金繰りや生産技術などについて効果的かつ総合的な指導を行うために、JAの融資部門を中心とした支援チームと、農業改良普及センターが連携した仕組みづくりを検討しております。

今後とも、農業者の経営改善に向けて、関係機関と一体となって、しっかり取り組んでまいります。

○山下博三議員 私は、農業者数の急速な減少により、農業生産の基盤である農地が十分活用されなくなるのではないかと非常に心配いたしております。

実際、令和5年の国のデータによると、県全体で耕地面積は6万3,700ヘクタールとなっておりますが、一方で、荒廃農地は3,120ヘクタールとなっております。生産基盤を維持していく上では、農地の有効活用が重要な課題であります。

そのような中、都城地域では、大規模な集落営農法人や露地野菜生産法人など、土地利用型の経営体が多数存在しております。

このような経営体が規模を拡大しながら、スマート農業の導入による生産性向上につなげるには、農地の集約や区画の拡大を図ることが必要と考えています。

県は、農地の集約、区画拡大のために、どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長

にお伺いいたします

○農政水産部長（殿所大明君） スマート農業の導入による生産性向上を実現するため、農地の集約や区画の拡大を図ることは大変重要であります。

このため県では、農地バンクや市町村、土地改良区等の関係機関と連携し、農地の集積・集約をはじめ、圃場整備や畦畔除去等による区画の拡大を推進しているところです。

このような中、複数の担い手で意見交換会を開催し、担い手同士で農地を交換するとともに、今後集約したいエリアを地図に描き、段階的に集約を目指す優良事例も出てきております。

県としましても、こういった事例を県全体に波及させるため、地域計画の見直しの場合などに積極的に参画し、生産性向上に向けた農地の集約、区画拡大の動きを加速させてまいります。

○山下博三議員 都城地域では、206もの農業法人等の土地利用型経営体が、担い手の減少や農地の活用など地域農業に貢献しております。

また、実需者、いわゆる食品加工業者も北諸・西諸地域に集積されており、露地野菜の大規模法人が、青果向けはもとより、加工・業務向けの野菜の生産を支えております。

しかしながら、様々な食品加工業者との懇談の中で、生産計画の7割しか原料が確保できなかった声などを伺っております。詳しく話を聞いてみると、食品加工業者は国産に対する期待が強く、そういった商品が店舗で評価され、増産計画等を立てたものの、原料の生産が間に合っていないということでもあります。

このまま担い手が減少していき、様々な品目の栽培面積も減少していくと、原料の奪い合いになると思います。私は、既にそういった状況

になってきていると実感いたしております。売り先があるのに原料が足りない、製造が間に合わないというジレンマを抱えており、まさにビジネスチャンスを逃している状況であります。

一方で、土地利用型農業の経営が成り立っていくためには、先ほどの答弁にもありましたように、集積・集約した農地を効果的に活用していく、その農地でスマート農業機械を導入し、生産性を上げていくことが必要となってまいります。これに食品加工業者が求める量、いわゆるニーズが合わさることで、農業者の生産意欲が高まっていくと思っています。

そこで、土地利用型農業の振興に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 土地利用型農業の振興につきましては、大規模経営体や小規模農家と加工事業者が参画した「耕種版インテグレーション」の取組が有効であります。

このため県では、核となる大規模経営体の作業の機械化やスマート化を進めるとともに、取組に参画する小規模農家への作業委託経費の支援を行っており、加工・業務用ハウレンソウでは、生産が拡大しております。

一方、品目によっては、生産が縮小し、実需者が必要とする量を確保できていないものもあることから、今後は、加工業者とのマッチングを積極的に行った上で、それぞれの実情に応じた「耕種版インテグレーション」の取組を広げ、需要にしっかりと対応できる土地利用型農業の振興に取り組んでまいります。

○山下博三議員 今後、農業の担い手や労働力は大幅に減少することが懸念されており、担い手や労働力の確保は喫緊の課題であります。

そのような中、本県農業現場で働く外国人材は、厚生労働省によりますと、令和6年10月末

時点で1,172名と年々増加しており、本県の農業生産維持には欠かせない存在となっております。

一方で、農業経営体においては、即戦力となる人材を求める声が多くあります。高度な技術や知識を持ち、農村社会への適応能力の高い外国人材の確保・育成が重要であるため、私は、農業大学校など県の教育機関でも外国人材の育成を検討できないかと考えております。

そこで、農業現場における外国人材の確保・育成について、県の取組を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 技能実習生をはじめとする外国人材は、本県農業を支える貴重な存在であることから、県では、その確保・育成に向けた取組を強化しております。

具体的には、海外の教育機関や送り出し機関と連携し、外国人材が入国前に、宮崎の農業や文化、方言などを集中的に学習する「宮崎授業」を行っており、受け入れた法人からは、農作業や生活への適応力が高いとの声を受けております。

また、ベトナム国立農業大学との連携合意に基づき、新たに覚書を締結し、農業分野に精通した特定技能人材の確保・育成に向けた取組を始めたところです。

今後は、これらに加え、県立農業大学校において、現場からのニーズが高い先進技術を学ぶ機会を設けるなど、即戦力となる外国人材の確保・育成に取り組んでまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。私は地域農業の担い手の皆さんと意見交換するとき、農業をビジネスチャンスとして取り組んでいる農家は必ずもうかると持論を展開していましたが、長引く円安による物価高騰等の影響

により、農業経営は非常に厳しい状況にあります。

第八次農業・農村振興長期計画は令和3年3月に策定されておりますが、当時、現在の物価高騰や地球温暖化の進行に伴う災害の激甚化など、誰も想定することはできず、当然農業者には全く責任はありません。

令和7年度は農業長期計画の中間年に当たり、今後、令和8年度スタートの後期計画を策定することになると思いますが、国も昨年6月、25年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正するとともに、本年度中に改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画を策定し、食料安全保障の強化等に向けて、農業の構造転換を図るための施策を集中的に実施することとしております。

このような中、後期計画の策定に当たっては、国の次期基本計画や本県農業を取り巻く情勢等を踏まえながら、農業者が夢の持てる農業の目指すべき姿を示すことが必要と思っております。

そこで、我が国の農業が大きな転換点を迎える中、本県農業の目指すべき姿についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県農業は、担い手や労働力の減少に加え、長引く物価高騰や激甚化する自然災害が農業経営に大きな影響を与えるなど、厳しい状況に直面しております。

このような中、今後とも本県農業が持続的に成長していくためには、第八次農業・農村振興長期計画の長期ビジョンで掲げております「新防災」と「スマート化」を継承・発展させながら、時代の変化に的確に対応していくことが必要と考えております。

このため、後期計画の策定を進める中で、農業者の経営体質の強化をはじめ、農地の集約・区画拡大など効率的で強靱な生産基盤の確立や、AIやロボット等を駆使したスマート農業の実装、外国人を含め多様な人材を確保・育成する仕組みづくりなどについて十分議論し、農業者が力強く稼げる農業への道筋を示してまいります。

先日、JAの青年組織協議会の役員の皆さんと意見交換をする機会がありましたが、農業に希望を持ち、やる気を持ってしっかりと取り組んでいる若手の姿というものは大変心強く、しっかりとこういう農家の皆さんを支えていなくてはならないと、改めて強い思いを抱きました。

引き続き、本県の基幹産業である農業を守り、次世代へつなげていくことができるよう、強い使命感と責任感を持って「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、JA一本化の取組と支援についてお伺いいたします。

農地や地域経済の衰退、JA経営環境の悪化が懸念される中、持続可能な農業と地域活性化などをどのように図るか、それを支えるJAの経営基盤をどのように維持するかということが重要な課題であります。

平成29年3月に県域JA一本化の検討を開始して、いよいよ今年3月から、中央会、経済連、信連、畜連の一本化がスタートします。

これまで各JAにおいて説明会等も開かれ、組合員へのサービス低下、身近な農家のよりどころがなくなるなど、農村社会においても一段と過疎に拍車がかかっております。

一本化に向けては、メリット、デメリットあ

と思いますが、農業者のための県域JAであるJAみやざきと今後どのように連携されていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） JAみやざきは、合併等によりまして、組合員数や販売取扱高などが全国トップレベルの規模となり、農業者である組合員一人一人が、そのメリットを享受できる施策が展開されるものと期待しているところであります。

私は、本県農業が抱える様々な課題を克服し、今後も食料供給基地としての役割を果たしていくためには、県と、合併により地域単位を超えた取組が可能となったJAとが、より連携を深め、農業・農村、そして農業者を支えていくことが重要であると考えております。

このため、県とJAみやざきでは、本県農業の現状や課題、互いの役割を共有した上で、指導員等の人材育成や、広域的な物流対策など、将来を見据えた具体的な連携方策について精力的に意見交換を実施しておりますほか、各地域においても、その特性を踏まえた持続可能な産地づくり等について、市町村を含めて議論を進めているところであります。

今後とも、JAみやざきとしっかり力を合わせ、農業者の生産性の向上や経営体質の強化につながる施策を展開することにより、本県農業の発展に向けて取り組んでまいります。

○山下博三議員 続きまして、牛肉における消費者ニーズの多様化への対応についてお伺いいたします。

私が県議会議員に初当選した18年前は、宮崎県産の和牛肉の上物率は40%台でありました。松阪牛や神戸牛、近江牛などの他の和牛産地に比べ、全国的な認知度も低く、販売力も高くありませんでした。

このため宮崎県では、生産者や農業団体、関係機関が一体となって、種畜の改良を始め、宮崎ブランドの確立に尽力してきた結果、今では、全国和牛能力共進会において、4大会連続の内閣総理大臣賞を受賞し、「おいしさ日本一宮崎牛」として、上物率も90%まで高まるなど、名実ともに日本を代表するブランド牛となりました。

しかしながら近年では、節約志向を背景に、幅広い世代の消費者ニーズは、霜降り肉から赤身肉まで多様化してまいりました。

そこで、牛肉における消費者ニーズの多様化に対して、県としての認識と取組状況、今後の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 消費者からは、和牛の特徴である脂肪交雑の多い牛肉に一定の需要がある一方、近年では、適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉を求める声もあるなど、ニーズは多様化していると認識しております。

このため県では、牛肉の味・香り・食感など、おいしさの要因にも着目した改良を進めるとともに、低コストで適度な脂肪交雑の牛肉生産も期待できる肥育牛の早期出荷技術について、畜産試験場での試験研究やJA等と連携した実証試験にも取り組んでおります。

現在、国において、肉用牛の改良や生産に係る基本方針の改定作業が進められており、それらの動向も注視しながら、生産や流通、販売に携わる関係者と連携し、消費者に求められる牛肉生産の在り方について議論してまいります。

○山下博三議員 それでは次に、ランピースキン病についてお伺いいたします。

昨年11月、牛の届出伝染病であるランピースキン病が、福岡県糸島市の乳用牛農場で国内に

において初めて確認されました。

このランピースキン病は、中国などで発生が確認されておりましたが、2023年10月以降、韓国へ拡大したことから、国内への侵入が危惧されておりました。

このため、県内の関係者で警戒を強めておりましたが、これまで発生したことがない伝染病でもあり、国内や県内へ侵入した場合の影響について不明な部分が多いと聞いております。

そこでまず、ランピースキン病の国内における発生状況や、ウイルスが国内へ侵入した要因について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） ランピースキン病は、牛や水牛が感染する伝染病で、主に吸血昆虫がウイルスを媒介し、主な症状は、皮膚のしこり、発熱、乳量の低下であり、有効な治療法はないものの、多くの場合、症状は回復し、死亡率は5%以下とされております。

昨年11月に国内では初めて福岡県で発生が確認されて以降、12月までに熊本県も含め計22農場で発生しましたが、1月以降は発生していません。

なお、国によりますと、発生農場で検出されたウイルスは、東アジアで流行しているものと同じ系統に分類されることから、周辺国から、風や乗り物など何らかの方法により、ウイルスが付着した吸血昆虫が国内へ運ばれた可能性があるとしております。

○山下博三議員 本県は全国でも有数の畜産県で、牛の農場数も非常に多いことから、県内でランピースキン病が発生した場合、甚大な被害が発生することが懸念されます。

そこで、県内農場へのウイルスの侵入防止対策と、万が一、発生が確認された場合の蔓延防止対策について、農政水産部長にお伺いいたし

ます。

○農政水産部長（殿所大明君） ランピースキン病については、国の要領に基づき対策を講じているところであり、県内への侵入を防止するため、農場に対し、吸血昆虫の駆除や牛舎の消毒に加え、牛に異状が見られた場合は早期に通報するとともに、県外から導入した牛は、2週間程度隔離して飼育するよう呼びかけております。

また、万が一、県内で発生した場合は、感染牛や感染が疑われる牛を速やかに隔離した上で、自主的な淘汰を促すとともに、農場からの牛の移動や生乳出荷の自粛を求めることとしております。

併せて、感染拡大を防止するため、発生農場から半径20キロメートル以内の農場に対し、殺虫剤の散布や防虫ネットの設置などの吸血昆虫対策を強化するよう指導することとしております。

○山下博三議員 発生した場合の影響について、不安に思う農家も大変多いと思います。

そこで、ランピースキン病が発生した農場に対する支援策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） ランピースキン病が発生した場合、発生農場における生乳の廃棄処理費用や発生地域の農場における吸血昆虫対策費用の一部を国が支援することとなっております。

また、感染牛等を自主的に淘汰し、代わりの牛を導入した場合、国の指定する団体から、1頭当たり上限60万円の奨励金が交付されます。

県としましては、県内で発生した場合、これらの事業を活用し、農場に対して、自主淘汰や飼育形態に応じた衛生対策について、丁寧に助

言・指導を行うなど、農家に寄り添いながら、ランピースキン病の清浄化を進めてまいります。

○山下博三議員 それでは次に、自然災害等で家畜が死亡した際の家畜の処分についてお伺いします。

本県は、台風等の自然災害による停電や火災で、牛や豚や鶏が死亡した不幸な事例が幾つかあります。私も現場に出向き、調査もさせていただきました。

数年前に高崎町で台風による停電が起これ、採卵鶏の農場で約7万羽が被害に遭いました。その死亡した鶏の処理について、私は農家から相談を受け、速やかに処理ができるよう対応いたしましたが、しかしながら、処理方法が決定するまでに時間がかかり、鶏も腐敗がひどく、農場や周辺環境への影響が心配される状況となりました。

そこで、災害等により死亡した家畜の処分方法について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 災害等で家畜が死亡した場合には、経営再開を早期に図るため、家畜の所有者が環境衛生に配慮しつつ、死亡家畜を速やかに処理することが重要であることから、県では、関係部局が連携して「災害等により死亡した家畜の処理方法」について取りまとめ、関係機関に周知しております。

具体的には、死亡した家畜は、原則として、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物として焼却等を行うこととなりますが、牛、馬、豚、綿羊、ヤギについては、やむを得ないと認められる場合には、化製場法に基づき、知事の許可を得た上で埋却することも可能となっております。

今後とも、関係機関と連携し、家畜の所有者に対し処理方法を周知するとともに、現場に寄り添った迅速かつ円滑な対応に努めてまいります。

○山下博三議員 災害等により死亡した牛、馬、豚、綿羊、ヤギなどは、化製場法に基づき埋却できると言われていましたが、鶏はできません。これは養鶏農家にとって大きな問題であります。

化製場法が制定された戦後は、鶏といえば個人の庭先に数羽飼っていて、卵を産まなくなったら食用として処理するなど非常に小規模でしたが、現在は1鶏舎に数万羽の鶏が飼育されております。

法制定時と現在では状況が大きく変わってきているんです。状況が変わったのであれば、その状況に合わせて、法律の趣旨に沿うよう変えていくべきではないでしょうか。

このような事態を避け、畜産県である宮崎県にとって大切な養鶏農家を守るためにも、化製場等に関する法律に基づき、死亡した鶏を牛や豚と同様に埋却できるようすべきではないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 化製場等に関する法律は、死亡した牛や豚などの獣畜の処理等に起因する衛生上の危害発生を防止し、公衆衛生の向上・増進等を図ることを目的としております。

死亡した鶏の解体、埋却、焼却に関する規定がこの法律には設けられておらず、基本的には産業廃棄物としての処理が求められますが、災害により大量に死亡した場合に、迅速な処理が経営者にとって負担となっていることは認識いたしております。

こうした課題への対処については、畜産振

興、産業廃棄物の処理、衛生上の危害発生防止など様々な観点がありますことから、どのような制度づくりが可能なのか、また、どのように国に働きかけていくことが効果的なのか、今後、関係部局でスピード感を持って協議・検討を進めたいと考えております。

○山下博三議員 最後の質問になります。

最後に、火災発生時の畑かん用水の利用についてお伺いいたします。

都城地域は、本県農業を支える重要な畜産地帯であり、経営者は日々努力しております。

近年、畜舎等において施設の劣化などにおける火災などが発生しており、今年になって都城市内の畜舎でも火災が発生いたしております。

また、昨年12月には鹿児島県で発生しておりますが、その際、消防団員が近くの畑かん用水を防火用水として使用できることを知らなかったことから、初期消火が遅れたと聞いております。

県内では、7地区で畑地かんがい施設の整備が進められております。

そこで、農業用施設等において火災が発生した場合の消火活動における畑地かんがい用水の活用について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 畑地かんがい用水につきましては、原則として、農地へのかんがいに使用することとされていますが、消防法の規定により、緊急の必要がある場合は、消火用水としての使用が可能です。

これを踏まえ、県内では、施設管理者である土地改良区と消防機関が協定を締結し、消火活動や消防訓練に使用している例もあります。

県としましては、実際の消火活動において、用水を円滑に使用できるよう、関係部局と連携

して、消防機関や土地改良区等に対し、様々な機会を捉えて、畑地かんがい用水が緊急時に使用できることについて、しっかり周知を図ってまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○野崎幸士副議長 次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。延岡の城山には、今週が見頃とされています、108種、3,300本を超えるヤブツバキが自生し、千葉県いすみ市の伊能滝、島根県松江市の松江城址とともに、日本三大ヤブツバキ群とされています。その延岡市選挙区自民党の後藤哲朗でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げまして、一般質問に入ります。

まず初めに、知事にお尋ねいたします。

石破政権は、地方創生の再起動を表明し、関連交付金の倍増を掲げています。

2014年から開始された前回の地方創生政策では、地方消滅論により地方の危機感をあおり、地方版総合戦略の策定、人口減少対応の考え方として、自治体の「選択と集中」と広域連携等を要求いたしました。

さて、現在の地方自治は「競争的地方自治」と呼ばれ、例えば、リゾート開発や大型公共事業といった国策受入れによる利益配分を求めるあまり、国の指定を我先に競い合うなど、地方自治体同士が分断・競争させられているという指摘があります。

ところで、地方創生2.0の基本構想5本柱の1番目に、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」を掲げています。その中に、「年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービス

を維持」とあります。

この内容に接し、本県の大きな施策のテーマの一つであります中山間地域の振興が頭をよぎりました。住み慣れた地域に将来にわたって安心して住み続けるためのセーフティーネットの確保を図る「宮崎ひなた生活圏づくり」であります。

そこで知事に、人口減少が進む中山間地域の暮らしを守るため、今後、県は、地方創生2.0の基本的な考え方を踏まえ、どのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

次に、中小企業・小規模事業者の振興についてお尋ねいたします。

社会保険料の滞納による社保倒産が社会問題になっています。背景には、社会保険料が応能負担になっておらず、赤字でも納付を迫られる、コロナ禍で猶予されていた社会保険料が新規発生分に上乗せ徴収されている、長引く物価高騰や賃上げへの対応などで、資金繰りの行き詰まりがあります。

小規模企業の事業の持続的な発展を図るという観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のために、より効果的な支援策の実現が国に求められるところであります。

ところで、政府は昨年11月22日、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定いたしました。その対策には、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、経営実態を踏まえた制度設計、直接支援の重要性が高まっている状況下にあります。

そのような中、重点支援地方交付金のさらなる追加として、本県には51億6,821万円余の交付金がありました。

そこで知事に、厳しい状況にある県内中小企業・小規模事業者の振興にどのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

次に、住民自治活動の促進についてお尋ねいたします。

人口減少が進み、あらゆる分野で人材確保が困難となっている一方で、地域福祉や防災など、複雑化する地域課題への対応の必要性はますます高まっております。

これまで市町村とともに地域課題に対応し、住民の暮らしを支える中心的な役割を果たしてきたのは、自治会などの自治組織であり、地域住民による自治活動であります。

延岡市では区会と呼ばれる自治組織が、地域によっては自治公民館が主体となるなど、組織形態や呼称は異なりますが、住民同士の助け合い、相互扶助の理念による住民自治活動は、県内各地域で取り組まれております。

また、その活動は多岐にわたっており、県や市町村の広報紙の配布だけでなく、民生委員活動や自主防災活動などの受皿にもなるなど、行政の施策にも密接に関わり、住みやすい地域社会づくりに大きく貢献されております。

しかしながら、コロナ感染症による社会的な影響により、祭りなどの行事をはじめとする地域の特色ある活動に様々な制約が生じたことなどから、現在では加入者が減ってきており、市町村や自治組織の関係者からは、住民自治活動の促進による地域コミュニティの維持が難しくなりつつあるとの心配の声を伺っております。

そこで、本県の自治組織の現状と県の認識について、総務部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたしまして、後は質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、中山間地域の暮らしを守る取組についてであります。

中山間地域では、急速に進む人口減少により、買物、交通など暮らしに必要な機能やサービスの確保が年々厳しさを増してきております。

このような中、国は地方創生2.0の基本的な考え方を示し、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生などに取り組むこととしたところであります。

県では、これまで「宮崎ひなた生活圏づくり」を推進し、地域運営組織の形成や互助輸送の取組が広がるなど、一定の成果が現れてきているものと考えております。今般の地方創生2.0の考え方を踏まえ、さらに充実を図ってまいります。

具体的には、新たな市町村支援として、地域づくりを支援する専門人材の派遣や、地域と大学が連携した課題解決の取組への支援のほか、特定地域づくり事業協同組合の設立を加速化する取組を進めることとしており、本議会に必要な経費を予算案に計上しております。

県としましては、引き続き、市町村と連携を図りながら、自主的・主体的に行動する地域を支援することで、安心して暮らすことができる中山間地域づくりを進めてまいります。

次に、県内中小企業・小規模事業者の振興についてであります。

国内の経済情勢が刻々と変化する中、県内におきましても、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や深刻な人手不足などにより、依然として大変厳しい状況にあり、関係団体からも様々な要望をいただい

ております。

このような中、県では、県内事業者の持続的な発展に向け、県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略に基づき、産業の高付加価値化や成長産業の育成による競争力の強化、多様な産業人材の育成・確保など、様々な施策を展開しているところであります。

今回の補正予算案では、取組の充実を図るため、国の交付金を活用し、市町村と連携したプレミアム付商品券等の発行による消費需要の喚起や、生産性向上等に向けた企業の稼ぐ力の強化のための経費を計上しております。

本県経済のさらなる活性化に向けて、引き続き、市町村や商工団体等と連携しながら、地域経済の活力の源である中小企業・小規模事業者の振興に、これからもしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。自治組織の現状等についてであります。

自治会などの自治組織は、共助の役割を担う行政の重要なパートナーとして、安全・安心で魅力ある地域コミュニティの形成のため、子供や高齢者の見守り、防犯、災害時の対応など、様々な活動に主体的に取り組まれています。

しかしながら、近年、人口減少や価値観の多様化により、世帯加入率は約6割と年々減少するとともに、高齢化や役員の成り手不足により活動する方が固定化するなど、組織の活力低下が課題となっております。

このため、支援の主体となる市町村と連携して、各地域の実情を自治組織の方々にしっかりと伺い、課題解決に取り組むことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 地方創生の再起動を機に、中

山間地域の振興、中小企業・小規模事業者の振興等をよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き自治組織についてお尋ねいたします。

特に若い世代を中心に、個人の生活を重視する価値観の変化が見られ、地域社会とのつながりの希薄化が深刻になりつつあると感じております。先ほど、自治組織の世帯加入率は6割ほどで、年々減少しているとのことでしたが、このまま自治組織離れが進んでしまいますと、住民自治活動はままならなくなり、地域住民の暮らしに様々な影響が生じないかと懸念しております。

ある自治組織の会長さんに話を伺いますと、地域とのつながり、絆が失われつつある中、加入促進や役員の育成・確保などの課題を抱え、大変苦慮されており、行政にも対応の相談や支援を求められておりますが、なかなか解決の糸口が見つからないと悩まれておりました。

また、このままでは住民自治活動の維持が困難となるだけでなく、県や市町村の様々な行政施策を進める上でも支障が生じてしまい、地域全体の活力低下にもつながりかねないのではと危惧しております。

そこで、様々な課題を抱え、住民自治活動の促進に苦慮されている自治組織に対する県の支援・取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 県では、自治組織の活力低下に対応するため、特に若い世代の加入促進や、活動を支える人材の確保・育成のための支援を行っております。

具体的には、市町村に対し、不動産事業者との連携による転入者への加入案内や、子育て世帯との地域交流イベントの開催など、効果的な

取組の助言のほか、現在、市町村課が実施している県市町村連携推進ステップアップ事業において、若者による加入呼びかけの動画作成を検討するなど、自治組織活動への理解促進や参加意識の醸成を図る取組を進めております。

また、活動を支える人材の確保・育成を後押しするため、宮崎県自治会連合会に対し、地域リーダーの養成や研修に要する経費の支援を行っております。

また、多くの自治組織が防災対策を喫緊の課題と認識していることから、防災士の方々の御協力を得て、防災訓練の指導助言も行っております。

○後藤哲朗議員 県の危機管理局が把握しています県内の自主防災組織は、自治組織数2,725団体のうち、2,213の団体で結成されています。

県土整備部では、自治組織地域内の県の工事内容について、事前の説明を開催していますし、河川パートナーシップ事業、「みやざきの道」愛護ボランティア支援事業も、数々の自治組織が頑張っておられます。地域福祉の推進、高齢者の生きがい・健康づくりの活動の展開等にも御尽力いただいているところであります。県市町村連携推進ステップアップ事業に大いに期待いたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは次に、統計データについてお尋ねいたします。

統計とは、一定の条件で定められた集団について調べた結果を集計・加工して得られた数値であり、そこで得られた数値は、行政機関で各種行政活動の基礎データとして利用されている、大変重要な業務と言えます。

前回の総務政策常任委員会で、県民経済計算から見た宮崎県経済の特徴についての説明があ

り、大変重要な資料であると感心したところで、

そこで、統計データの重要性についてどのように考えておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県政の課題が多様化・複雑化する中、様々な統計データを活用しながら、明確なエビデンスに基づいて課題を把握し、効果的な施策を講じていくことは、極めて重要であります。

このため県では、アクションプランをはじめとする計画の策定や個別事業の構築に当たりまして、各種データを活用し、目標の設定を行うとともに、計画の評価や予算の見直しの際に、進捗状況の確認や事業効果の検証を実施するなど、統計データの利活用による施策の充実・強化に取り組んでおります。

引き続き、施策の構築・実施に当たっては、必要な統計データの収集・分析に努め、積極的な活用を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、みやぎきの魅力についてお尋ねいたします。

先日、高千穂神社、後藤宮司の御紹介で、古事記、日本書紀の神代記の冒頭に、国土創生の夫婦神として現れるイザナギノミコトとイザナミノミコトの二神をお祭りする最古の神社、淡路島の伊弉諾神宮に正式参拝してまいりました。

訪問の調査内容は、神々のふるさと、淡路・高千穂・出雲の第17回三大神話神楽祭の開催内容、国生み神話のまちづくりについて等、伊弉諾神宮の本名宮司に御教示いただくことでした。

まず、三大神話についてです。

古事記や日本書紀などの古記録にある「神代」の伝承を「神話」と呼ぶようになったのは、明治時代以後のことだそうです。

全国各地には、神代からの先祖たちの様々な伝承や逸話が伝えられていますが、その中でも、淡路島を舞台とする国生み神話、高千穂への天孫降臨を伝える日向神話、スサノオノミコトのヤマタノオロチ退治などの出雲神話は、その中核に当たる日本の三大神話と言えると明言されてきました。

大変ありがたいことに、三大神話、三大神楽として、日向の国、高千穂神社の高千穂夜神楽、出雲の国、出雲大社の出雲神楽を招聘して、国生み創生神楽との共演奉納行事を17年間も開催されています。

また、三大神話として、観光ガイドブック、お土産袋等で国内外に情報発信をしておられました。

来年度当初予算案では、「みやぎきの“真価”実感予算案」とあり、「みやぎきの真価を県民の実感に！真価の発揮に向けた“進化”…本県の魅力や長所を伸ばす」とうたっております。

そこで、宮崎の強みでもあり、魅力でもある「5つのS」の1つであります、神話に関するこれまでの県の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県は、古事記や日本書紀の中で、日本発祥にまつわる日向神話の舞台として描かれており、県内各地に神話ゆかりの伝承地、神楽、祭りなどが数多く残されております。

このため県では、平成24年から9年間にわたり実施した記紀編さん1300年記念事業におきま

して、改めて神話の魅力や価値を掘り起こし、磨き上げ、幅広く発信してまいりました。

この成果を踏まえ、神話ゆかりの地を巡る「キキタビ」などの観光振興や、県外での神楽公演等を展開しており、神話を深く学ぶ講座「神話のふるさと県民大学」や小中高校での出前講座「記紀みらい塾」は、高い人気を博しております。

さらに、新たな取組として、神話や神楽のVR映像の制作も進めており、今後さらなる魅力発信に活用してまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

引き続き、神話についてお尋ねいたします。

文化遺産は、地域が歩んだ歴史の中で形づくられ、その地域の個性を象徴する地域の財産であります。

日本遺産は、地域に点在する様々な文化遺産を、地域の歴史的魅力や特色を生かしたストーリーで結び、地域が主体となって活用することによって、我が国の文化・伝統を国内外に戦略的に発信し、地域の活性化、観光振興に結びつけることを目的とした事業です。

淡路島から発信する日本遺産ストーリーは、古事記の中で重要な位置を占める国生み神話と淡路島の関係、その背景にある海人（あま）と呼ばれた海の民の活躍と島の歴史の魅力、それが今の島にどう受け継がれているかを描いていました。

そこで、神話を生かした地域づくりに今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、日向神話に代表される神話ゆかりの神楽や祭礼、伝承地などが数多く残され、本県固有の文化として長年にわたり受け継がれてまいりまし

た。これは貴重な地域資源として、宝として、県民にとって誇りや郷土への愛着の源となっているものと考えております。

このため県では、みやざき文化振興計画を策定し、文化を活用した地域づくりを施策の柱に掲げ、神話や神楽などの文化資源を生かした様々な取組を進めております。

具体的には、神話を生かした地域の魅力向上や誘客促進、多様な主体が神楽を支える仕組みづくりなどに取り組んできたところであり、多くの観光客が本県を訪れるなど、「神話の源流」のイメージも定着してきております。

今後は、新たに、子供たちが神楽などの伝統文化に触れる機会の創出や担い手育成にも取り組むとともに、大阪・関西万博や国スポ・障スポなど、あらゆる機会を通して、「神話のふるさとみやざき」を県内外に力強く発信し、県内市町村はもちろんのこと、神話にゆかりのある関係各県とも連携を深めながら、神話を生かした地域づくりに取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。ぜひ関係各県、島根、淡路島との連携をよろしくお伺いいたします。

次に、神楽についてお尋ねいたします。

先々月の1月15日に、島根県教育庁文化財課に会派の総務政策部会の6名で視察調査に行つてまいりました。調査テーマは、島根県に伝わる文化芸術としての神楽の魅力や保存・継承についてでありました。

説明及び質問項目は、島根県の国・県指定文化財の神楽について、ユネスコ無形文化遺産に登録されています神楽「佐陀神能」や大元神楽などの代表的な神楽について、神楽に関する調査研究として、記録映像の作成、テーマ研究、神楽に関する研究成果の情報発信、神楽に対す

る補助事業等であり、神話と神楽を魅力とする本県にとって、大変意義ある調査となりました。

情報発信として、平成22年に「島根の神楽 芸能と祭儀」、25年に「石見神楽 舞を伝える 舞と生きる」、30年に「隠岐の祭礼と芸能」、令和5年に「出雲神楽」という立派な本を作成されていました。

民間からの助成が活発で、令和3年から5年の3か年を見ても、衣装の整備が45件、公演の補助が2件、その他が2件と、島根県の主立った企業が神楽の継承に補助していました。

そこで、神楽の保存・継承に向けた本県の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内には200を超える神楽が継承されておりますが、人口減少や少子高齢化により、保存・継承が厳しい状況であります。

神楽を守るには、披露の機会確保や魅力発信、後継者育成が不可欠であります。

県教育委員会では、保存団体に寄り添い、その思いに耳を傾け、子ども神楽大会や神楽公演の開催、記録映像や資料の作成、用具整備等の支援などを行ってまいりました。

今後は、悲願である神楽のユネスコ登録を実現し、地域の喜びや誇りを高め、保存・継承、ひいては地域活性化につなげたいと考えております。

地元で大切に受け継がれてきた神楽が次世代に確実に継承されるよう、保存団体や自治体とより一層連携しながら取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

次に、「短歌県みやざき」についてお尋ねい

たします。

先日、若山牧水青春短歌大賞の表彰式、祝賀会が延岡市にて開催されました。この賞は、若山牧水が旧制延岡中学校に入学してから100年を記念して、平成12年度に創設されたもので、今回で25回目を迎えました。

全国的にも伝統ある短歌大賞として親しまれており、今回も全国から、6歳の小学1年生から最高齢は99歳まで、幅広い世代から応募がありました。

今回は、応募総数2万8,760首と、前回に比べ4,093首増加し、過去最高を記録しました。国民的歌手、若山牧水の名を冠した事業にふさわしい、国内有数の短歌賞となっています。

ところで、日向市では毎年、牧水・短歌甲子園という、高校生を対象とした短歌の全国大会が開催されています。若山牧水の出身地である日向市が主催し、短歌を通じた関係人口づくりを目的としています。

そこで、県と牧水ゆかりの地である延岡市や日向市との連携による短歌の取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 延岡市及び日向市におかれましては、主催者として、県とともに若山牧水賞の運営に携わっていただいております。両市において、受賞者が高校生と交流しながら、短歌の魅力を伝える学校訪問や記念講演会を開催されております。

また、延岡市では若山牧水青春短歌大賞、日向市では牧水・短歌甲子園等の全国大会を毎年実施し、短歌に親しむ若い世代の育成や、牧水と本県との深いつながりを発信されております。

このような中、今年は牧水生誕140周年を記念し、県とのさらなる連携を深めながら、これま

での取組を拡大し、より多くの方々が短歌や牧水に親しむ企画を検討されていると伺っております。

県としましては、引き続き、両市とともに、第30回若山牧水賞の盛り上げを図りながら、県民が短歌に触れる機会の創出にしっかりと取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 よろしくお願ひいたします。

引き続き、「短歌県みやざき」についてお尋ねいたします。

新春恒例の宮中行事「歌会始の儀」で、自作の歌が読み上げられる一般の入選者10人に、延岡学園尚学館高等部1年の森山文結さん（16歳）が選ばれました。短歌歴約2年というキャリアながら、今回、最年少での選出です。

このことにつきましては、私が話そうと思っておりましたが、議会開会日と外山議員の代表質問の答弁にも、知事のほうから詳しく御説明、御案内がありましたので、省略いたしますが、「短歌県みやざき」づくりを目指す本県にとって、まさしく花を添えていただいたビッグなニュースでありました。

そこで、「短歌県みやざき」づくりに向けた、これからの県の取組について、知事にお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 短歌は、日々の出来事や気持ちを31文字という短い言葉で自由に表現でき、子供から高齢者まで誰でも気軽に楽しめる文学であります。若山牧水の顕彰を契機としながら、その普及を図ることで、文化に親しむ県民の裾野が広がり、県全体の文化振興にもつながるものと考えております。

このため県では、若山牧水賞をはじめ、短歌に親しむ子供たちの育成を図るとともに、高齢者を対象とした短歌大会など、様々な取組を展

開してまいりました。

こうした短歌への取組が厚みを増しているということは、まさに「短歌県みやざき」ということが言えるのではないかと、しっかりこれからも取り組んでまいります。

特に今年は、若山牧水賞が30回の節目を迎えますので、より多くの県民が気軽に短歌に親しむことができるよう、日常のささいな出来事を短歌で書き留める日記帳の作成や、学生等と連携した短歌づくりイベントなどを県内各地で行うこととしておまして、必要な経費を当初予算案に計上しているところであります。

今や短歌ブームということが言われるように、若い世代も短歌に取り組む人が増えている。また、ネットを活用した短歌への取組も広まっているところでありまして、こういった流れというのは、本県にとっても追い風ではないかと受け止めているところであります。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、牧水の顕彰や短歌文化のより一層の普及を図り、県民誰もが短歌に触れ親しむ「短歌県みやざき」づくりに取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

引き続き、「短歌県みやざき」づくりについて、教育長にお尋ねいたします。

先ほどの若山牧水青春短歌大賞の部門別の応募状況を述べます。

小学生1,097首のうち、本県は823首、割合75%、中学生1万3,749首のうち、本県は1,411首、10.3%、高校生6,681首のうち、本県は2,718首、40.7%、大学・一般は7,233首のうち、本県は553首、7.6%という内容でした。関係者の方のお話では、本県の中学生からもう少し応募があればよかったなということでした。

表彰式に出席し、大賞、優秀賞、審査員特別賞の作品に触れましたが、ふだんの生活の中で起きた出来事へのふとした思いや、自身の内面を率直に表現したものの、特に若い方々の作品は素直な心情が上手に表現されており、感性が豊かで、作品を通してその情景が目の前に浮かんだところであり、短歌の奥深さや言葉の力、日本語の美しさ等を再認識、再確認させていただきました。

そこでまず、小中学校等の授業における短歌の指導の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校等における短歌につきましては、国語の授業において、発達の段階に応じて指導しております。

小学校3、4年生では、短歌の音読や暗唱を通して、言葉の響きやリズムに親しみ、小学校5、6年生では、自分の感じたことや想像したことを短歌のリズムに乗せて表現する学習を行っております。

中学校においては、若山牧水などの代表的な歌人の短歌を取り上げ、作品のよさについて意見を交わしたり、自分が創作した短歌について、友達と助言し合ったりしながら、表現の工夫や効果について考える学習を行っております。

このような短歌の学習を通じて、自分の感じたことや想像したことを豊かに表現する力を育成しております。

○後藤哲朗議員 もう一点、引き続き、短歌についてお尋ねいたします。

「短歌県みやざき」として、小中学生の短歌への興味関心を高めるために、教育委員会としてどのような取組をしていかれるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 児童生徒の短歌への興味関心を高めるためには、国語の授業に限らず、短歌で表現する楽しさを味わわせることが大切であると考えております。

例えば、短歌のコンクールや新聞等に短歌を応募し、掲載や入賞などの評価を受けたり、修学旅行先で短歌をつくり、校内に旅の思い出として掲示したりすることなどで、表現することへの喜びを実感させている学校もございます。

県教育委員会といたしましては、若山牧水賞が30周年を迎えることを契機に、このような取組を一層広めるとともに、関係各課と連携し、新たに、短歌づくりイベント等への参加を促すことや、歌人等による学校訪問を実施することにより、短歌に親しむ裾野を広げてまいります。

○後藤哲朗議員 知事部局、そして教育委員会、よろしくお伺いいたします。

続きまして、健康長寿日本一を目指されていることについてお尋ねいたします。

内閣府で官庁エコノミストとして経済財政白書の執筆などを担当され、現在はアナリストの坂本貴志氏の著書、「ほんとうの日本経済データが示す「これから起こること」」の中で、人口減少経済「8つの未来予測」というのがあります。

その中で、予測1「人手不足はますます深刻に」によりますと、「女性の就業率上昇の動きに天井が見え始めてきた現代において、期待がかかるのは高齢者の労働参加であるが、年を重ねる中で、健康面から就労が難しくなっていくことは避けられない現実として立ちはだかる」、予測3「労働参加は限界まで拡大する」では、「人口減少経済では労働者の希少性が高まる中で、市場メカニズムが限界まで労働参加

を拡大させるように促していくのである」とあります。

これから考えますと、元気な高齢者づくり、健康格差の縮小、健康寿命の延伸という大きなテーマが見えてきます。

そこで、健康長寿を目指すには、個人の生活習慣の改善が必要であり、特に栄養・食生活の改善は大事だと思いますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 適切な栄養・食生活習慣は、適正体重の維持、がんや高血圧などの生活習慣病の発症リスク低下と関連しておりまして、生活機能の維持・向上の観点からも重要です。

そのため県では、野菜を積極的に食べる活動「ベジ活」を推進する「ベジ活応援店」を増やすことや、食塩摂取量の適正化を図る「適塩」について民間企業などとともに情報発信することなど、食環境づくりに取り組んでおります。

また、県民に向けて、簡単に栄養バランスが取れる食事のレシピや、手軽に野菜を食べる工夫など、日常生活の中で取り入れやすい改善方法の啓発にも取り組んでおります。

○後藤哲朗議員 次に、宮崎県健康長寿サポートサイトから、健康経営についてお尋ねいたします。

このサイトでは、「社員の健康づくりで元気な企業に」「従業員の健康管理を経営視点から考え、戦略的に実施することで、組織の活性化、企業の業績向上につながることを期待できます」とうたっております。

そこで、高齢期の前段階の健康づくりとして、健康経営が重要と考えますが、福祉保健部長に県の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県民がいつ

までも健康で、お住まいの地域で生きがいを持って暮らすためには、事業所で働いている壮年・中年期から、御自分の健康に関心を持っていただくことが大切でありまして、事業所が経営の視点に立って、従業員や事業所全体の健康状態を良好にしていきます健康経営の取組が重要です。

このような観点から、県では、健康経営に関する啓発や、事業所をサポートするアドバイザーの派遣、模範的な取組を行っている事業所の表彰などに取り組んでおります。

今年度の表彰では、がん検診や歯科健診の費用補助、健康アプリを活用したウォーキングイベントへの参加などに取り組む事業所を表彰いたしました。

○後藤哲朗議員 厚労省が昨年の暮れに公表しました健康寿命に関する最新の推計値（2022年時点）で、本県の平均寿命から健康寿命を引いた「日常生活に制限がある期間の平均」は、男性が8.09年、女性は10.55年でした。平均寿命の伸びを上回る健康寿命の伸びが重要と思いますので、自助・共助・公助で頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、「体験の風をおこそう」運動推進事業についてお尋ねいたします。

この事業は、国立青少年教育振興機構が全国的に展開する事業であります。近年、社会が豊かで便利になる中、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少傾向にあると言われております。子供の健やかな成長にとって体験がいかに大切かを広く発信し、社会全体で体験活動を推進する機運を高める運動であります。

本県では、3つの青少年教育施設を拠点に、県や教育委員会、関係機関等と協働して普及・

啓発活動を展開し、事業を企画・実施されています。

そこで、青少年自然の家における令和6年度日本のひなた宮崎県「体験の風をおこそう」運動推進事業の実施状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本事業は、児童の自立心や連帯感の醸成、知的好奇心の向上を図りますために、国立青少年教育振興機構の採択を受けて実施いたしております。

今年度は、子供たちが集団生活を行いながら、協力して自炊するなど、生きる力を伸ばすためのサマーキャンプや、企業の協力の下、様々な職業体験ができるこどもフェスティバルなど、県内の3つの青少年自然の家ごとに、施設や周辺の自然環境を生かした体験活動を開催し、延べ約4,000人の子供たちと保護者に御参加いただきました。

参加者からは、「日常生活では得られない有意義な体験ができた」とか、「ふだん何げなく見ている自然にも、たくさんの変化があることを知ることができた」など、評価の声を多くいただいております。

○後藤哲朗議員 今、御答弁にありましたように、評価の声をたくさんいただいているということで、ぜひとも継続していただきたいと思っております。

それでは、令和7年度の採択に向けた取組状況と今後の取組の方向性について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 令和7年度に向けましては、今年度の実施状況を踏まえた検討を行い、例えば、むかばきでは、須美江の海での地引き網体験やシュノーケリング体験など、地域の自然を生かした魅力的な体験活動を

盛り込んだ事業計画を立てまして、先月、国立青少年教育振興機構に申請いたしました。

近年、子供たちの体験の機会の格差が課題となっておりますことから、今後とも、地域が一体となって機運を高め、子供たちに対する自然・生活体験などを通じた学びの機会を積極的に提供してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ぜひ採択に向けてよろしくお願いたします。

続きまして、地域経済の活性化について、お尋ねいたします。

県内の中小企業には、昨今の原材料高、エネルギー高をはじめ、人口減少・少子高齢化の進行や脱炭素社会に向けての対策など、環境変化への対応が求められています。

こうした中、地域経済の中核を担う良質で安定した雇用を創出する企業を育成し、それを支援していくことは、大変重要なことだと考えます。県ではこれまで、平成28年度から成長期待企業、令和4年度から次世代リーディング企業を育成してこられました。

そこで、来年度から取り組む予定の「みやざき地域経済けん引企業」の育成について、どのように取り組まれていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 当初予算案で計上しております「みやざき地域経済けん引企業等育成事業」では、人材を核とした経営により、経営環境の変化に柔軟に対応しながら、労働生産性を向上させ、賃上げによる人材の定着や良質な雇用の創出を促進する、みやざき地域経済けん引企業を育成することとしています。

その育成に当たっては、中小企業診断士や産業人材育成コーディネーターなどの専門家によ

る支援チームが、成長意欲のある県内の中小企業の経営・人材戦略の策定から展開までを、産業支援機関との連携を図りながらトータルで伴走支援することとしており、これらを通じ、本県経済の中核を担う企業へと成長できるよう取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 人材を資本として捉え、その価値を最大限に引き出すことが、これからの企業の経営にとって重要になると思われます。労働生産性を向上させ、中核企業へと成長できるよう、その育成に力を入れて取り組んでいただきたいと思えます。

引き続きお尋ねいたします。

賃金を上げるためには、売上げ、利益を伸ばす必要があります、革新的な技術や発想が求められています。

そこで、企業等によるイノベーション共創への取組が大切だと考えますが、県としてどのように支援を行っていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 議員御指摘のとおり、企業が大学等と連携してイノベーション共創に取り組むことは、大変重要であります。

このため、当初予算案で計上しておりますイノベーション共創促進事業では、県内の大学・高専や産業支援機関等によるワンストップ支援体制を構築することとしており、その拠点として、宮崎大学が開設する錦本町ひなたキャンパス内に設置されるイノベーションハブを活用することとしています。

また、宮崎大学等が配置するコーディネーターにより、企業のビジネスプランに対する助言や、大学等の研究シーズとのマッチング等の支援を行うこととしており、これらの事業を通

じて、企業と大学等の連携による新技術等の事業化を促進してまいります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

ワンストップ化に伴い、企業にとって県内の各大学や高専等のシーズが身近になり、マッチングが促進されるよう期待しております。

先ほど部長の答弁にありました「イノベーション共創促進事業」では、産学官連携促進以外に研究開発も支援されるようですが、その概要について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） イノベーション共創促進事業におきましては、産学官グループ等における新製品の研究開発などを支援するため、県産業振興機構を通じて、2種類の補助事業を実施することとしています。

まず、地域産業技術研究開発支援事業では、大学・高専などの研究シーズを活用した新製品の研究開発などに要する経費について、500万円を限度に支援します。

また、環境イノベーション支援事業では、県内の産業廃棄物の削減に向けた新製品や新技術の研究開発などに要する経費について、700万円を限度に支援することとしており、これらの支援により、本県における付加価値の高い新事業の創出を後押ししてまいります。

○後藤哲朗議員 地域経済の活性化につながるよう、産学官が連携して取り組んでいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

次に、ツール・ド・九州についてお尋ねいたします。

国際サイクルロードレースでありますツール・ド・九州2025宮崎・大分ステージの大分県佐伯市との共同開催地として、延岡市が宮崎県内初の開催地に決定しました。

ツール・ド・九州は、毎年10月に開催されず、九州各県を舞台に繰り広げられる日本屈指の国際サイクルロードレースであります。

大会は、本年の10月10日から13日の4日間にわたり開催され、延岡市が開催地となる宮崎・大分ステージは、大会初となる県境をまたぐコースとして、最終日の10月13日のスポーツの日に行われます。

そこで、九州地域戦略会議において取り組まれますツール・ド・九州を本県で初めて開催することについて、戦略会議の共同議長でもあられます知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州地域戦略会議において取り組みますツール・ド・九州は、九州ならではの自転車文化の醸成、サイクルツーリズムの推進等を目的に、令和5年度から開催されております国際自転車ロードレースであります。

もともと九州とほぼ同じ大きさの台湾で、台湾一周のサイクルツーリズムというのがとても人気を集めており、それを参考にしながら、九州としても一周のサイクルツーリズムのコースを設定していこう、そして、その魅力を発信するために、トップレーサーのレースを仕組んではどうかと、そのような議論を積み重ねる中で実現したものであります。

私としましても、スポーツランドみやぎのポテンシャルを生かし、九州全体の発展に寄与したいという思いから、この大会への参画を検討してきたところでありますが、今年度、延岡市と佐伯市の両市との協議が調い、ツール・ド・九州2025大会の本県開催が実現することを大変うれしく思っております。

しかも大会初となる隣県との共同開催ということでありまして、もともと延岡市と佐伯市の

間でファンライドのサイクルイベントが行われてきた。そのことをベースにしながら、今回初の取組を実現する。何としても成功させたいという思いを抱いております。

先日、ヨーロッパ連合（EU）の駐日大使と話をしております、EUの大使もトライアスロンをされ、ロードレーサーに乗っておられるということで、この大会のことを紹介したら、とても興味を示され、もともとヨーロッパは自転車のロードレースが盛んなところですので、改めて、ツール・ド・九州が歴史を刻んでいくことによって、九州全体の知名度の向上にもつながっていくのではないかと、そのような手応えも感じたところであります。

私としましては、九州地方知事会の会長及び九州地域戦略会議の共同議長という立場で、九州の官民が一体となったツール・ド・九州というプロジェクトを強力に推進しながら、国内外に九州の魅力を発信するとともに、その効果が本県のサイクルツーリズムを含めた発展につながるよう、積極的に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく願います。

この10月13日の週の日曜日、19日は、延岡市では、国スポのオープンウォータースイミングの大成功に向けて、また今後の地域活性化・観光振興等につなげようと、国スポのプレ大会を前に「すみえカップ2025」を開催予定です。

日豊海岸国定公園内にあるこの須美江の近くがツール・ド・九州2025のコースとなれば、すみえカップ2025の注目度が上がることにもつながるのではと期待しています。

そこで、ツール・ド・九州2025大会のコースや関連イベント等の検討状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 大会のコースにつきましては、延岡市をスタート、大分県佐伯市をゴールとし、須美江海水浴場や道の駅北浦など、日豊海岸沿いを通るコースを中心に検討しており、現在、大会事務局や警察、道路管理者などと協議を進めております。

また、関連イベント等につきましては、カウントダウンセレモニーなど機運醸成を図る事前イベントのほか、当日はスタート地点において、パブリックビューイングや飲食ブースの出店など、にぎわいの創出を図るイベントも検討しております。

県といたしましては、開催自治体や関係機関と連携し、安全対策を万全に行うとともに、延岡市をはじめとした本県の魅力発信や誘客への取組をしっかりと進めてまいります。

○後藤哲朗議員 どうかよろしくお願ひいたします。

次に、教育行政について、まずは、エリアサポート体制による宮崎の特別支援教育の推進についてお尋ねいたします。

この体制は、本県独自に構築された、大変すばらしい、ありがたいサポート体制だと思います。発達障がいを含む全ての障がいのある子供の多様な学びに対応するため、幼稚園・保育所等、小・中・高等学校等、それぞれの校内支援体制の充実及びそれらをつなぐ一貫した地域支援体制を図ることとしています。いろいろな障がいを抱える園児、児童生徒等と保護者、先生方に寄り添うサポート体制だと思います。

そこで、発達障がいのある子供への支援について、エリアサポート体制において、幼稚園・保育園等に対して、どのような支援を行っていただけるのか、教育長にお伺ひいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） エリアサポート体

制は、県内を7つのエリアに分け、障がいのある子供が、県内どこに居住していようとも、就学前から高等学校卒業まで切れ目なく支援を受けられることを目的に、平成25年度に開始した本県独自の取組であります。

エリア内にある特別支援学校に配置しているチーフコーディネーターが、園を訪問し、担当の先生方のスキルを高める取組を行っております。中でも、最近要請の増えております発達障がいのある幼児に対しては、幼児の行動観察を基に助言をしております。

また、エリアにはモデル園を指定しており、他の園への好事例の紹介や、園と小学校との情報交換の拠点として機能しております。

○後藤哲朗議員 幼児期に、親や保育士、幼稚園教諭をはじめ、周りの大人がほんの少し感じた「何か違うな」「少しおかしいぞ」という感覚が全て発達障がいにつながるとは限りませんが、もしもそのときに適切なサポートを受けていたらと後悔しても始まらないと思います。

ほんの少しの違和感を見逃さず、子供が伸び伸びと成長できるようにサポートしていくことで、子供の未来は明るいものへと変化していくと思いますので、引き続き、どうかよろしくお願ひいたします。

続いて、先ほど山下先輩が、農政の数々の問題、また本県農業高校の取組について質問されました。農政の〇〇という印象が深い後だけに質問しづらいですが、最後に一点だけ、理解を深めるために、高校生有機農業実践事業についてお尋ねいたします。

持続可能な社会の実現に向け、国際社会では、食と農の在り方として、アグロエコロジーへの転換が推奨されています。端的には、生態系を活用した持続可能な農業を意味します。

国連食糧農業機関は、アグロエコロジーは、技術面で有機農業や自然農法と重なりつつも、農村の暮らし、公平性、福祉、食文化、経済の在り方を考え、そして自治体が重要な役割を果たすと言われていています。国においても、みどりの食料システム戦略を推進しています。県におきましても、本年度、そして来年度も高校生有機農業実践事業に取り組もうとしております。

そこで、高校生有機農業実践事業では具体的にどのようなことに取り組まれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 農林水産省のみどりの食料システム戦略に基づき、環境負荷低減を目指した有機農業等が県内各地で展開されております。この状況を踏まえ、県教育委員会といたしましては、高鍋農業高校において、高校生が有機農業について実践的に学べるよう、研究を進めてまいりました。

具体的には、学校実習農場を有機JAS認証水準となるように整備したり、県内外の先進事例を視察したり、教員には、指導力向上を目指した専門的な研修を実施したところであります。本事業により、昨年11月に、県内高校としては初の有機JAS認証を取得したところであります。この成果を生かし、来年度は、宮崎農業高校でも有機農業の実践教育を展開してまいります。

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。終わります。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会